

L P ガス災害対策に係るアンケートの実施

- 平成30年度LPガス災害対策アンケート（調査票）
- 平成30年度LPガス災害対策アンケート結果報告

平成30年度 LPガス災害対策アンケート

【 調 査 票 】

ご回答にあたっての注意点

1. このアンケートでは、平成30年1月から12月までの間に発生した災害について、平成31年1月現在における状況に基づいてお答え下さい。
2. ご回答は、回答欄の該当するものに「✓」又は「○」を付けてください。
3. わからない、不明な場合には、その旨をご記入ください。
4. 詳しい数字・データが不明な場合には、概略の数値で結構です。
5. お手数ながら、ご記入いただきましたアンケート調査表は、平成31年2月1日(金)までに以下の宛先（高圧ガス保安協会）へご提出いただきますようお願いいたします。

本件担当者

【アンケートのお問合せ・ご提出は、下記担当までご連絡ください。】

高圧ガス保安協会

液化石油ガス部 液化石油ガス研修課

担当： _____

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13

Tel 03-3436-6108 Fax 03-3438-4163

E-mail : tec@khk.or.jp

アンケートご回答者様

貴協会名	
御担当者	
E-mail	
TEL	

■災害があった場合には、ご回答ください。【設問Q 1～Q 5】

Q 1. 災害発生日時

--

Q 2. 災害発生場所

--

Q 3. 被災状況

--

Q 4－a. 協会が対応した内容（具体的に）

--

Q 4－b. 販売事業者等が対応した内容（具体的に）

--

Q 5－a. 災害復旧上の問題は何でしたか？

--

Q 5－b. （災害地域外から）どのような支援が欲しかったですか？

--

■災害の有無に拘わらず、ご回答下さい。【設問Q6～Q11】

Q6. 今後の災害に備えて特に必要と思われる対策等がありますか。

Q7. 災害対策費等の予算措置がされていますか。

- ☐はい (例：災害時対策費、保安対策費の訓練費等、積立金等)
- ☐いいえ → ☐予備費等で対応することとしている。
- ☐その他 ()

Q8. 災害時における情報発信について地元マスコミ関係者※と情報交換、協議する場がありますか？(※地元マスコミ：地元TV、AM、FMラジオ局、新聞社、ミニコミ誌など)

- ☐はい → 情報交換、協議する場の名称(例：〇〇協議会)
- ()
- マスコミの具体的名称(例：〇〇放送、〇〇新聞)
- ()
- ☐いいえ

Q9. 災害時における情報発信・収集の方法として貴協会では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)※を利用していますか？

(※SNS：本調査の対象のSNSは、Twitter、Facebook、LINE、Google+及び地域SNSです。)

- ☐はい
- ☐Twitter・☐Facebook・☐LINE・☐Google・☐地域SNS
- ☐いいえ
- ☐検討中

コメント欄

Q 1 0. 中核充填所の連携計画に基づく訓練を実施していますか？

☐はい

→ 時期：

→ 回数：

→ 内容（簡潔に）：

→ 問題点（具体的に）

→ ブロック（支部等）の取組とその内容（簡潔に）

☐いいえ

Q 1 1. 県等他団体が主催する訓練に参加していますか？

☐はい

→ 時期：

→ 回数：

→ 内容（簡潔に）：

→ 問題点（具体的に）

☐いいえ

Q 1 2. a) 協会職員の災害時緊急連絡・通報・安否確認等の訓練をしていますか？

☐はい

→ 時期：

→ 回数：

→ 内容（簡潔に）：

→ 問題点（具体的に）

☐いいえ

Q 1 2. b) 会員の災害時緊急連絡・通報・安否確認等の訓練をしていますか？

☐はい

→ 時期：

→ 回数：

→ 内容（簡潔に）：

→ 問題点（具体的に）

☐いいえ

Q 1 3. 熊本地震（2016.4 発生）、西日本豪雨（2018.7 発生）規模の災害が貴県で発生した場合、報収収集・発信の対応は、協会職員だけでの人員で足りますか。

職員： ☐ 足りる ☐ 足りない

足りない場合の対応

Q 1 4. 行政や協会支部、中核充填所を盛り込んだ緊急連絡網を作成し、会員に周知していますか？

☐ はい

☐ いいえ

Q 1 5. 被災状況報告書様式（事業者→協会）を活用されていますか。

☐ はい

☐ 独自様式（別添）

☐ いいえ

Q 1 6. 販売事業者（会員）からの被害の報告「あり・なし」を求めていますか？

☐ 求めている

☐ 求めているない

☐ 求める予定

Q 1 7. 平時に市区町村の行政単位でのLPガス消費者数等の情報を収集していますか。※LPガス災害対策マニュアルP37 ①市区町村別のLPガス消費者世帯数の把握

☐ 収集している

☐ 収集していない

☐ 検討中

Q 1 8. 平時に市区町村の行政単位での広域避難場所、公共施設の情報を把握していますか？

☐ 収集している

☐ 収集していない

☐ 検討中

Q 1 9. 貴協会に於いて災害対策に関する会議を定期的を開催していますか？

☐ はい → 具体的内容：

--

☐ いいえ

Q 2 0. 災害復旧時等で用いるためのヘルメット、ユニフォーム、腕章、ベスト、車両用ステッカー等に関し、各都道府県におけるＬＰガス業界として統一したデザインで揃えたものを備えていますか？

☐ はい → 品名、数量：

--

☐ いいえ

Q 2 1. 公共交通機関が使用できないとき、要員が対策本部設置予定場所へ集合するために、

①参集基準がありますか？

☐ あり → 夜間・休日における参集基準も規定されているか？ ☐ いる
☐ いない

☐ なし

②交通手段は検討していますか？

☐ はい ☐ いいえ

〔 EX：徒歩、自転車で集合する。 _____ 〕

③集合可能な要員で対策本部は機能しますか？

☐ はい ☐ いいえ

Q 2 2. 対策本部設置予定場所が被災した場合の第 2 対策本部予定場所を予め決めていますか？

☐ はい ☐ いいえ

Q 2 3. 協会として災害対策用に備蓄品を保管していますか？

☐ はい

→ 【品名： _____ 数量： _____】

→ 定期的に更新していますか？

例）県主催防災訓練で古いものから使用して更新している。

地域の防災訓練参加者に使用期限が迫っている保存食等を配布等

--

☐ いいえ

Q 2 4. 指定避難所への災害対策バルク導入を積極的に行っていますか？

☐ はい ☐ いいえ

--

Q 2 5. 行政等が発行するハザードマップの活用についてお伺いします。

昨年は、多くの水害が発生しましたが、事前取組みの元となるハザードマップの入手状況等についてお伺いします。

(7月の水害を踏まえ、大雨時の取り組みを整理・検討する。)

a) 協会にあっては、支部内各市町村のハザードマップを入手されていますか？

☐はい ☐いいえ

b) 協会内支部等にあっては、支部内各市町村のハザードマップを入手されていますか？

☐はい ☐いいえ

c) ハザードマップで示された浸水想定区域内の事務所、事業所への指導、アドバイス等していますか？

☐はい ☐いいえ

d) 会員事務所・事業所にあっては、ハザードマップ等に基づいた事前取組、対応等を実施していますか？

◆ L P ガス容器の鎖の二重掛けの推進 ……→ ☐はい ☐いいえ

◆ ガス放出防止型高圧ホース等の設置推進 ……→ ☐はい ☐いいえ

◆ 充填所からの容器流出防止 ……→ ☐はい ☐いいえ

◆ その他、具体的内容：

Q 2 6. 保安専門技術者養成講習（L P ガス災害対策講習：K H K）を受講した協会の役職員は何名いますか。

L P ガス災害対策マニュアル [P. 32 (4) 講習会による人材の育成] において、「震災対応等において現場で中心的役割を担う都道府県協会の職員を対象に、講習会等による人材育成を図る。」と明記されています。

受講済み _____ 名

Q 2 7. その他（※例えば、「L P ガス災害対策マニュアル」の活用、独自マニュアルの作成等）

ご多忙のところ、アンケートにご協力頂き、ありがとうございました。お手数ながら、ご記入いただきましたアンケート調査表は、平成31年2月1日(金)までに高圧ガス保安協会へご提出いただきますようお願いいたします。

平成 30 年度 L P ガス災害対策アンケート結果報告

47 都道府県 L P ガス協会に対し、平成 30 年に発生した災害時の対応並びに有効な対策、今後の災害に備えて特に必要と思われる対策、各地で実施した防災訓練の実態等についてアンケートを実施した。

■災害時の被害状況：協会等の対応について

本年は北陸の豪雪に始まり、大阪北部地震、西日本豪雨に台風 21 号、24 号、極めつけは北海道胆振東部地震と、大きな災害に見舞われた感がある。特に 7 月に発生した西日本での豪雨災害は大規模なものとなり、多くの犠牲者も出た。数千本に上る容器の流出や、瀬戸内海を越え四国にまで流れ着いた容器も有り、L P ガス業界の横の連携により回収も進み二次災害の発生は無かった。また、浸水地域における点検調査の確実な実施や、流出容器にかかる注意喚起、容器回収にも苦労した様子が窺える。

[参照：平成 30 年(2018)に発生した災害に対応した内容（別添 3）]

■今後の災害に備えて特に必要と思われる対策について

【従前から継続の設問等に関する回答について】

- ・連絡体制の構築について防災訓練を実施し、連絡体制や通信状況などの確認を県協会が実施しているが、西日本豪雨が発生し、会員との連絡が取れなかったことを教訓に、連絡体制の確認について充実したいという意見が多かった。
- ・防災訓練や連携強化については、広域な災害において、自県だけに留まらず近隣の協会等と連携をとれる体制が必要と感じている。北海道の全域停電、広島、岡山の流出容器の回収等、自県だけでは解決できない問題にも遭遇している。

[各都道府県の防災訓練の実施状況については、別添 1 の「Q. 10」を参照]

- ・避難所への L P ガス設備の導入については、西日本豪雨の後、公共の学校等における GHP の導入に予算が付いたことも有り、防災協定の締結が進む中、防災キットの寄贈や自家発電機の導入を積極的に進めている。

【容器流出防止対策等に関する回答について】

- ・鎖の 2 重掛け、ガス放出防止型高圧ホースは、更なる設置促進の意向が示された。
- ・西日本豪雨で数千本の容器が流出し、鎖の 2 重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの有効性が認知され、各県でも取り組んでいるが、一部の県を除き大手販売店クラスしか取り組んでおらず、地域によっては導入に苦慮していることも伺える。

- ・また、西日本豪雨で、多くの容器が流出したことから、各県協会は充填所からの容器流出防止策に取り組み始めた。

【今年度から新規の設問等に関する回答について】

- ・今回は、災害発生後の復旧や対策に係る予算措置の現状や、交通遮断時の協会職員への緊急連絡、招集にかかる手段、また、その人数で対策本部が運営できるか等のアンケートを実施した。また、避難場所等へ迅速に機材、資材の搬入、L P ガスの供給等について、事前に行政と連携し、避難場所を把握することなどの重要性を確認した。
- ・西日本豪雨で浸水した岡山の真備地区においては市が発行するハザードマップで5 m の浸水地域であることの認識があれば、犠牲者も減ったのでは無いかとの思いで、各協会、支部に於いてハザードマップの再確認、浸水地区の対応等をアンケートとした。
- ・災害発生時の連絡方法についてはすでに Twitter や Facebook、LINE 等を活用もしくは検討している協会が11県あり、SNS の有効性は認識されており、各県とも取組を加速させるだろうと思われる。

■まとめ

自然災害に対しては、これでいいというレベルの対策は無く日々の設備強化、体制強化は販売事業者としての責務であり、地域に合った災害対策の早急な実施を期待する。

■添付資料

- 別添1： 平成30年度L P ガス災害対策アンケート（総括表）
- 別添2： 平成30年度L P ガス災害対策アンケート（記述式回答一覧）
- 別添3： 平成30年(2018)に発生した災害に対応した内容
- 別添4： 平成30年度L P ガス災害対策アンケート結果（1）
- 別添5： 平成30年度L P ガス災害対策アンケート結果（2）
- 別添6： 保安専門技術者養成講習（L P ガス災害対策）修了者

平成30年度LPガス災害対策アンケート（総括表）
【今後に備えて必要と思われる対策等と取り組み】

設問番号		Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12 a	Q12 b	Q13	Q14	Q15	Q16	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21 ①	Q21 ②	Q21 ③	Q22	Q23	Q24	Q25 a	Q25 b	Q25 c	Q25 d	Q26	Q27	2019. 2. 28	
設 問 事 項		今後の災害に備えて特に必要と思われる対策	災害 に 対 する 予 算 措 置	地 元 マ ス コ ミ を 通 じ た 情 報 発 信	災 害 時 に S N S を 活 用	防災訓練の実施状況				災 害 時 の 対 応 職 員	行 政 中 核 と の 連 絡 網	被 災 状 況 報 告 書 の 活 用	販 売 店 か ら 被 害 報 告 の 有 無	市 町 村 別 消 費 者 数 の 収 集	広 域 避 難 場 所 等 の 把 握	定 期 的 災 害 対 策 会 議 の 開 催	災 害 復 旧 時 の ユニ フォ ーム	緊急集合			第 2 対 策 本 部 設 置	協 会 の 災 害 対 策 備 品 の 有 無	災 害 対 策 パ ル ク の 導 入	ハザードマップ				保 安 専 門 技 術 者 講 習 受 講 者	独 自 の マ ニ ュ ア ル を 活 用	その他	
						中核充 填所連 携計画	県等 の他団 体実施	協会 職員 の緊急 連絡	会員 との緊 急連絡									参集 基準	交通 手段 の検討	対策 本部が 機能				協会が マップ を入手	支部が マップ を入手	浸水 想定区 域への アドバ イス	ハザード マップ で対応				
1	北海道	ガス放出防止型高圧ホースの設置促進、容器ベルトの掛け方見直し、自然災害時を想定した事業者内訓練	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	2	×		14
2	青森県		○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	0	○	県監修の元独自の災害対策マニュアルを作成	18
3	岩手県	ハザードマップを確認の上、リスク区分し、容器の流出等を最小限にとどめる措置を講ずる。	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	2	×		11
4	宮城県	災害対策マニュアルの整備	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	△	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○	0	×		10
5	秋田県	市町村に設置される現地対策本部との災害時の情報確認	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	2	×		6
6	山形県	BCPの策定を行い、支部・販売店供に共有し、協会の機能を維持継続する為に必要な訓練を実施。	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	△	△	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	1	×		6
7	福島県		○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	0	×		7
8	茨城県	地域毎の具体的な行動マニュアルを作成し、構築する	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	0	×		13
9	栃木県	広域避難所の確保及び備蓄品の確保	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	1	○	防災対策用マニュアルの活用	8
10	群馬県	事前の情報収集、有事の際の指揮命令系統の整備	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	2			8
11	埼玉県	ガス放出防止型高圧ホースの設置促進、ガスメーター遮断時の復帰方法の周知、避難所となる公共施設への平時からのLPガス利用の促進	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	1	○	「LPガス災害対策マニュアル」の活用	14
12	千葉県	災害時に拠点となる施設へのLPガス設備の導入、ベルト・鎖の2重掛け及ぶガス放出防止型高圧ホースの設置促進、訓練の実施による連絡体制の構築	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	3			13
13	東京都	協会と支部との連絡体制の構築及び近県LPガス協会や関連団体との連携	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	△	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	1	○	東京都と災害協定の締結、7地区をグループ化した組織体制の確立、協会独自の災害対策マニュアルの作成	14
14	神奈川県	避難所となる公共施設へのLPガス設備の導入促進	○	×	×	○	○	×	○	×	×	△	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	○	1	○	流出容器への対応策を検討	14
15	新潟県	災害時、効率の良い被害情報の把握や情報の入手方法	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	0	○	要綱を必要に応じて見直しを図り県消防課等行政との連携を強化	9
16	富山県	防災関連の実施と災害発生時の迅速な状況把握 行政との情報共有	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	△	×	×	○	×	×	×	○	1	○	災害協定を締結し、災害対策要綱を作成。LP消費者件数の把握、災害対応機器の把握 「災害時における被害状況報告フロー図」	8
17	石川県	雪害対策としての生活道路の除雪体制	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	5	○	災害対策マニュアルの更新	10
18	福井県	雪害事故に対する供給設備調査、氾濫による容器流出防止	×	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	1	○	既存の災害対策マニュアルとの比較検討	12
19	山梨県	大規模な広域災害に備えた近県との協力体制	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	1	○	地震防災マニュアル	15
20	長野県	情報の共有化、出動態勢の整備、販売店からの被害情報の連絡のルール化	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	5	×		14
21	岐阜県	被害情報の迅速な報告のルール化	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	0	×		10
22	静岡県	販売事業所への非常用発電設備の設置促進	○	×	△	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	0	○	災害対策マニュアルを策定中	18
23	愛知県	要員の確保と資機材の準備	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	1	×		16

平成30年度LPガス災害対策アンケート（総括表）
【今後に備えて必要と思われる対策等と取り組み】

設問番号		Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12 a	Q12 b	Q13	Q14	Q15	Q16	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21 ①	Q21 ②	Q21 ③	Q22	Q23	Q24	Q25 a	Q25 b	Q25 c	Q25 d	Q26	Q27	2019. 2. 28	
設 問 事 項		今後の災害に備えて特に必要と思われる対策	災害に 対する 予算 措置	地 元 マ ス コ ミ を 通 じ た 情 報 発 信	災 害 時 に S N S を 活 用	防災訓練の実施状況				災 害 時 の 対 応 職 員	行 政 中 核 と の 連 絡 網	被 災 状 況 報 告 書 の 活 用	販 売 店 か ら 被 害 報 告 の 有 無	市 町 村 別 消 費 者 数 の 収 集	広 域 避 難 場 所 等 の 把 握	定 期 的 災 害 対 策 会 議 の 開 催	災 害 復 旧 時 の ユニフォーム	緊急集合			第 2 対 策 本 部 設 置	協 会 の 災 害 対 策 備 品 の 有 無	災 害 対 策 バ ル ク の 導 入	ハザードマップ				保 安 専 門 技 術 者 講 習 受 講 者	独 自 の マ ニ ュ ア ル を 活 用	その他	
						中 核 充 填 所 連 携 計 画	県 等 の 他 団 体 実 施	協 会 職 員 の 緊 急 連 絡	会 員 と の 緊 急 連 絡									参 集 基 準	交 通 手 段 の 検 討	対 策 本 部 が 機 能				協 会 が マ ッ プ を 入 手	支 部 が マ ッ プ を 入 手	浸 水 想 定 区 域 へ の ア ド バ イ ス	ハ ザ ー ド マ ッ プ で 対 応				
24	三重県	都市ガス区域内の学校、拠点病院、福祉施設等への災害対応LPガス機器の設置促進	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	△	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	1	×		18
25	滋賀県	LPガス発電機の設置と供給設備の補強対策	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	△	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	×		17
26	京都府																														0
27	大阪府	大規模災害を想定した府県をまたぐようなブロック単位の稼働訓練の実施	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	4	○	災害対策マニュアルの活用	13
28	兵庫県	鎖の二重掛けとガス放出防止型高圧ホースの設置推進	×	○	△	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	×	○	○	1	○	災害対策マニュアルを策定中作成中	14
29	奈良県	情報収集の迅速化	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	△	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	×		8
30	和歌山県	協会事務局に自家発電機の導入	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	△	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	2	○	LPガス災害対策マニュアルの見直し	10
31	鳥取県	職員の安否確認、被災状況の報告	○	×	△	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	○	1	○	独自のマニュアルを作成し3回錠で説明会を実施	12
32	島根県	平時からの備え	○	×	△	○	○	×	○	×	×	△	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	2	○	災害時に被災情報を全Iに報告	12
33	岡山県	データ管理の徹底、災害対策要綱の浸透	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	2	×		11
34	広島県	通報体制の見直しと消費者戸数の把握	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	△	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	1	○	LPガス災害対策マニュアルの見直し	10
35	山口県	中核充填所からの供給体制の整備 共通バーコードの普及	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6	×		8
36	徳島県	鎖の2本掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置促進	○	×	×	○	○	×	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	0	×		15
37	香川県	流出容器の他県での廃棄	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	2	○	協会及び販売店のBCP作成	13
38	愛媛県	充填所における流出容器防止策	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	△	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	1	×		10
39	高知県	SNSなどの通信手段の確保	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	4	○	報告様式の浸透と、マニュアルの説明会	22
40	福岡県	土砂災害時等の容器回収	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	△	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×	1	×		11
41	佐賀県	地域事業者と卸事業者の連携、被害状況の迅速な把握	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	2	×		8
42	長崎県	災害発生時の状況報告	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	2	×		16
43	熊本県	ガス放出防止型高圧ホースの設置、鎖の二重掛け、発電機の常設	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	11	×		15
44	大分県		○	×	△	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	6	×		11
45	宮崎県	連絡体制の充実	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	0	×		13
46	鹿児島県	連絡手段の選定、連絡体制の周知、実動訓練の実施	○	×	△	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	0	×		9
47	沖縄県	災害時緊急連絡体制の構築、第2対策本部の選定	○	×	△	○	○	×	×	×	○	○	×	×	△	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	○	0	○	災害対策マニュアルの作成、防災協定の締結	11
実施済み○			34	5	4	46	40	3	13	11	27	42	37	32	17	17	35	9	10	19	10	21	37	9	10	10	37	79	20		
検討中△			0	0	7	0	0	0	0	0	0	2	0	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		0		

平成30年度LPガス災害対策アンケート（記述式回答一覧）

【今後に備えて必要と思われる対策等と取り組み】

情報収集：連絡体制 14

事前の情報収集、有事の際の指揮命令系統の整備	群馬
協会と支部との連絡体制の構築	東京
効率の良い被害情報の把握や情報の入手方法	新潟
災害発生時の迅速な状況把握 行政との情報共有	富山
情報の共有化、販売店からの被害情報の連絡のルール化	長野
被害情報の迅速な報告のルール化	岐阜
情報収集の迅速化	奈良
職員の安否確認、被災状況の報告	鳥取
通報体制の見直しと消費者戸数の把握	広島
SNSなどの通信手段の確保	高知
被害状況の迅速な把握	佐賀
災害発生時の状況報告	長崎
連絡体制の充実	宮崎
災害時緊急連絡体制の構築	沖縄

防災訓練：連携強化 12

自然災害を想定した事業者内の訓練	北海道
現地対策本部との災害時の情報確認	秋田
BCPの策定を行い、支部・販売店供に共有し、協会の機能を維持継続する為に必要な訓練を実施。	山形
訓練の実施による連絡体制の構築	千葉
大規模な広域災害に備えた近県との協力体制	山梨
要員の確保と資機材の準備	愛知
大規模災害を想定した府県をまたぐようなブロック単位の稼働訓練の実施	大阪
中核充填所からの供給体制の整備 共通バーコードの普及	山口
地域事業者と卸事業者の連携	佐賀
連絡手段の選定、連絡体制の周知、実動訓練の実施	鹿児島
第2対策本部の選定	沖縄
近県LPガス協会や関連団体との連携	東京

避難所の確保・設備導入 9

避難所の確保及び備蓄品の確保	栃木
避難所となる公共施設への平時からのLPガス利用の促進	埼玉
避難所となる公共施設へのLPガス設備の導入促進	神奈川
販売事業所への非常用発電設備の設置促進	静岡
都市ガス区域内の学校、拠点病院、福祉施設等への災害対応LPガス機器の設置促進	三重
LPガス発電機の設置と供給設備の補強対策	滋賀
協会事務局に自家発電機の導入	和歌山
発電機の常設	熊本
平時からの備え	鳥根

設備面：鎖の2重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置促進6

ガス放出防止型高圧ホースの設置と鎖の二重掛け設置促進	北海道
ガス放出防止型高圧ホースの設置促進	埼玉
ベルト・鎖の2重掛け及びガス放出防止型高圧ホースの設置促進	千葉
鎖の二重掛けとガス放出防止型高圧ホースの設置推進	兵庫
鎖の2本掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置促進	徳島
ガス放出防止型高圧ホースの設置、鎖の二重掛け	熊本

流出容器対策 5

容器の流出防止対策	岩手
氾濫による容器流出防止	福井
流出容器の他県での廃棄	香川
充填所における流出容器防止策	愛媛
土砂災害時等の容器回収	福岡

マニュアル整備：見直し、周知 3

災害対策マニュアルの整備	宮城
地域毎の具体的な行動マニュアルを作成し、構築する	茨城
データ管理の徹底、災害対策要綱の浸透	岡山

周知：メーター復帰、容器バルブ閉止 2

雪害対策としての生活道路の除雪体制	石川
雪害事故に対する供給設備調査	福井

ハザードマップの活用 1

ハザードマップを確認の上、リスク区分分け	岩手
----------------------	----

平成30年(2018)に発生した災害に対応した内容

【都道府県LPガス協会・LPガス販売事業者における対応】

都道府県		被災原因	災害発生日時	災害発生場所	被災状況	協会(a)又は販売事業者等(b)が対応した内容	災害復旧状の問題点
1	北海道	地震	平成30年9月6日	北海道 胆振東部地区	マグニチュード6.7 震度7 住宅被害409棟、半壊1262棟、死傷者59名	避難所へのLPガス供給、役場、福祉協議会全壊家屋での容器取扱及び災害ゴミ捨て場での容器集積場所等の注意喚起	ブラックアウト後のトラブル、特に給湯器に関する通報が多発 動員した点検員の非常時食糧の確保
17	石川	雪害	平成30年2月13日～16日	石川県全域	2月中旬から降り始めた大雪により、JＲ北陸線、北陸自動車道、小松空港等の主要交通機関の機能が停止した。また、道路の除雪が追いつかないため、人的交流、物流などに大きな影響が出た	・各支部販売店に対して、大雪による被害状況を調査 ・中核充填所等の充填所に対して、大雪による被害状況を調査。	道路上の雪が凹凸状態となり、車両が乗り上げて上下動が激しくなり、まともな車両運行は困難となった。
18	福井	雪害	平成30年2月5日～7日	福井県嶺北エリア	福井市内で137cmの降雪があり、坂井市からあわら市にかけて国道8号線で1,500台あまりの車が滞留し、嶺北エリアの交通網が麻痺状態となった	全会員に対し雪害事故防止活動の実施要請並びに、事故が発生した場合は、関係機関及び協会に第1報を入れるようFAXにて指示。 協会も24時間、電話受付体制を実施	2週間市内の除雪が進まなくガス配送に支障をきたした
20	長野	地震	平成30年5月25日	長野県栄村	震度5強、震源の深さ6km、地震の規模M5.2	支部長に被害状況確認 →販売店へ電話確認 →販売店へ対して被害状況調査書のFAX発信 →全シ協へ電話とFAXで被害状況報告書を送信 →長野県へ電話にて報告 →被害状況報告書をまとめ、長野県及び全シ協へ報告。	被害状況の確認
25	滋賀	地震	平成30年6月18日	滋賀県内大津～湖東地方	滋賀県震度5弱 メーター遮断	各販売店に災害時被害状況について報告頂くようFAX送信	
		台風	平成30年9月4日	草津市・守山市・彦根市・蒲生郡・近江八幡市・長浜市・高島市・甲賀市	台風21号 強風により、容器置場屋根破損・隔壁パネル破損・ガス庫のフェンス破損 飛来物により供給設備損傷・給湯器損傷	各販売店に災害時被害状況について報告頂くようFAX送信	
27	大阪	地震	平成30年6月18日	大阪府北部	大阪北部地震 ガス漏れ12件 給湯器落下2件	災害対策本部設置 → LPガス関係の被害調査 → 行政機関への報告	停電により電話が不通と成り消費者からの電話が受信できなかった
		台風	平成30年9月4日	大阪府全域	台風21号 ガス漏れ6件 飛来物により供給設備損傷・給湯器損傷	LPガス関係の被害調査 → 行政機関への報告	停電によりLPガス充てん機能が停止（非中核充填所）
28	兵庫	地震	平成30年6月18日	神戸～阪神間	特になし	当該地区支部長から聞き取り実施・被害状況支援の確認	
		豪雨	平成30年7月	兵庫県全域	土砂崩れ・浸水	支部経由で販売店の被害状況を確認 海上保安庁へ岡山県からの流出容器が漂着した場合の対応依頼	土砂崩れ・高潮等により交通遮断となり被害情報の確認や復旧活動が遅れた
		台風	平成30年9月4日	神戸～阪神間	浸水・火災・停電	販売店に被害状況報告書の提出依頼	
30	和歌山	台風	平成30年9月4日	和歌山県全域	民家等の被害多数。電柱が倒れる等で約4万戸が停電	各支部を通じ会員の被害の有無を確認	停電のため、電話、FAXが不通で連絡がとれなかった。また、携帯電話も電池切れを起こし、使えない事業所もあった。
32	島根	地震	平成30年4月9日	島根県西部 太田市他	ガスメーター遮断 348件 供給停止2件	会員と相互連絡及び現地視察による被害状況の把握	
		豪雨	平成30年7月	江津市 邑智郡川本町	土砂災害・洪水等により中断 125件	会員及び関係機関への被害状況に関する情報提供 消費者にLPガス容器の喪失に関する情報提供	
33	岡山	豪雨	平成30年7月6日～7日	岡山県全域	豪雨及び河川氾濫に伴う販売所（貯蔵施設含む）損壊、容器流出、消費者世帯の冠水によるLPガス設備の損壊、土砂崩れ。	被害状況調査、流出した容器の回収、電話が不通になった販売事業者の連絡調整、消費者相談	行政やマスコミ対応。現地対策本部が機能しなかった。充填所等が水没してデータが紛失したため流出した容器の本数が分からない。流出容器を回収する船舶や重機等の不足。
34	広島	豪雨	平成30年7月6日～8日	広島県全域	豪雨による土砂崩れ、床上・床下浸水 供給設備の埋没、冠水、容器の流出・埋没等	販売店に係る被害情報の収集→被害情報に係る関係機関への報告→流出容器に係る対応 流出容器の回収	被害状況の把握に時間がかかった。土砂崩れ等による道路の寸断、家屋の倒壊流出により立入ができない地区があった
35	山口	豪雨	平成30年7月5日～7日	岩国市周辺	土砂崩れ等による容器の埋没等 下松市笠戸島における主要道の崩落に伴う消費者の孤立	ホームページ及び各支部を通じた販売店等への周知及び注意喚起用チラシ等の配布 愛媛県大洲市のLPガス充填所から流出した容器等の山口県への漂着に伴う容器処理	・報告様式が、埋没容器の有無やLPガスの漏洩状況等を把握するのに適していない。 流出容器の台帳等が喪失したため、容器所有者の確認等に手間取った
38	愛媛	豪雨	平成30年7月5日～7日	今治市（島しょ部）、松山市、大洲市、西予市、宇和島市	・肱川氾濫による周辺地域の浸水 ・土砂崩れ	・被害状況のとりまとめ ・流出容器の回収 ・流出容器回収に伴う他県協会への協力要請	・海上に流出し漂流しているものを回収する術がなかった。 ・土砂崩れの現場では二次災害の恐れがあり、容器や設備の確認がとれず、流出容器の捜索にも支障をきたした。
39	高知	豪雨	平成30年7月6日～8日	四万十市、安芸市、香南市等	家屋への土砂流入、家屋の浸水によるLPガス設備の浸水、土砂埋没、容器流出。土砂崩れによる集落の孤立	災害対策本部設置の検討 会員に被害状況の報告依頼 県、産業保安監督部四国支部、全シ協への報告 岡山県、愛媛県からの流出容器への対応	土砂災害現場の容器については、周辺に埋まったか、河川に流れたか確認できない・土砂崩れにより各所で道路が寸断されてLPガス設備の被災状況の確認は道路復旧後となる
40	福岡	豪雨	平成30年7月6日～8日	福岡県全域	・土砂崩れ・冠水による容器の転倒、水没	・LPガス被災状況報告書を配信、とりまとめ	
41	佐賀	豪雨	平成30年7月5日	佐賀県内	土砂災害 家屋倒壊、浸水など	会員への被害状況報告 被災消費者へは卸等への協力依頼 県への情報提供	土砂災害による道路寸断などによる対応不可
45	宮崎	台風	平成30年9月30日	宮崎県全域	台風24号 土砂崩れ、家屋の倒壊有り	各会員に対し、容器の流出、埋没状況の確認	

平成30年度LPガス災害対策アンケート結果(1)

取 組	実施済	検討中含む
災害に対して予算措置	34	34
地元マスコミを通じた情報発信	5	5
災害時にSNSを活用	4	11
協会職員の緊急連絡	3	3
会員との緊急連絡	13	13
災害時の対応職員	11	11
行政中核との連絡網	27	27
被災状況報告書の活用	42	44
販売店から被害報告の有無	37	37
広域避難場所等の把握	17	26
定期的災害対策会議の開催	17	17
災害復旧時のユニフォーム	35	35
対策本部が機能は	19	20
第2対策本部設置	10	10
協会の災害対策備品の有無	19	20
災害対策バルクの導入	37	37
協会がマップを入手	9	9
支部がマップを入手	10	10
浸水想定区域へのアドバイス	10	10
ハザードマップで対応	37	37

災害に対しての予算措置は34県が対応しておりリスク回避を行っている

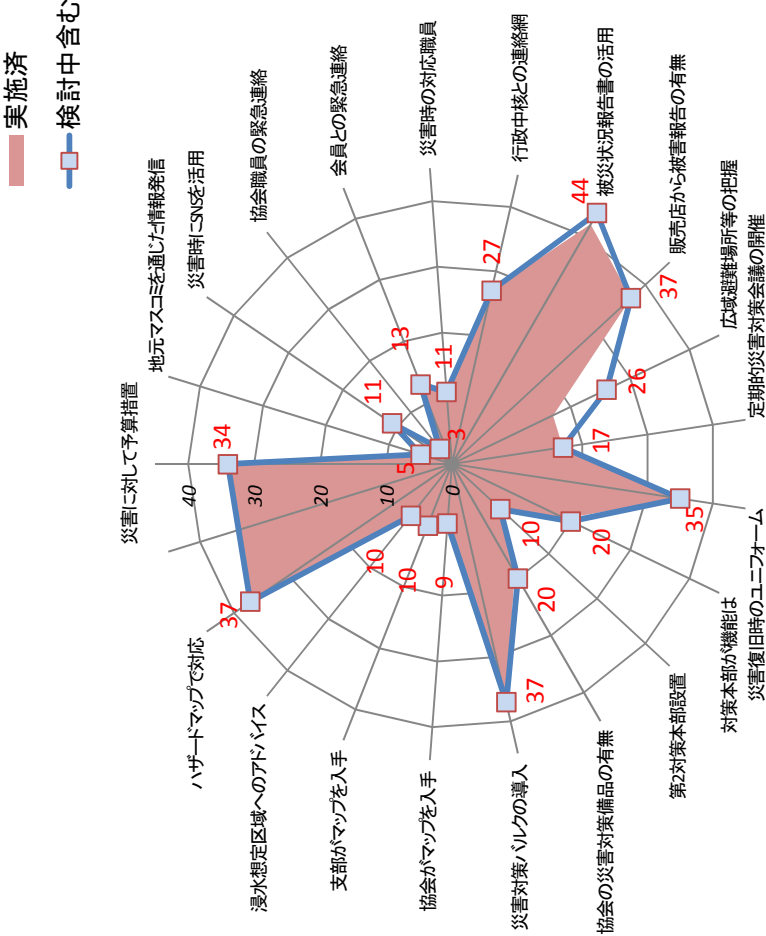
マスコミを通じた広報であったり、会員との相互連絡については意識が低い

被災時の報告書はほぼ全県で採用・実施されているが、改訂の要望あり販売店からの自発的な被害無しの発信も各県とも浸透に力を入れている

協会等が被災した場合の第2災害対策本部まで検討している県は少ない

鎖の2重掛け等の対策は進んではいるが、ハザードマップの活用に至っていない。地域のハザードマップの確認を指導されたい

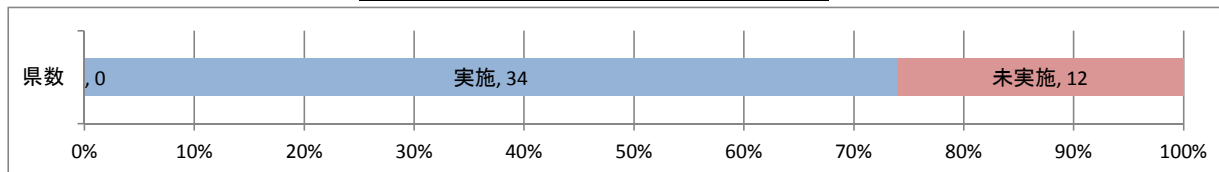
各種災害対策実施状況



平成30年度LPガス災害対策アンケート結果(2)

Q7 災害に対して予算措置

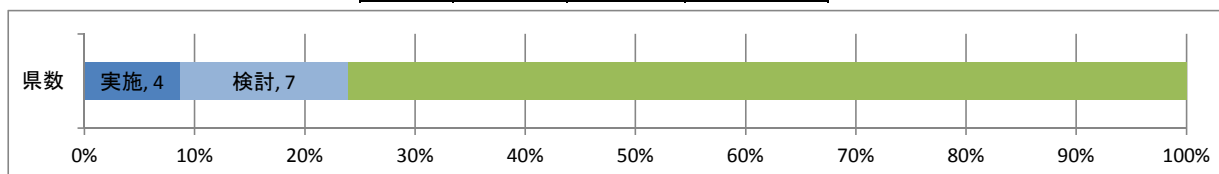
	実施	未実施
県数	34	12



- ・災害発生に備えて災害対策費、保安対策費の内訓練費用等、積立金を準備している
- ・LPガス協会の規模にもよるが、災害時の積み立てとして34の県協会が資金を確保している。

Q9 災害時にSNSを活用

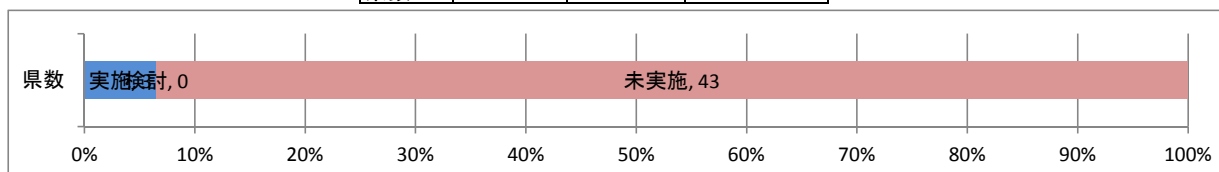
	実施	検討	未実施
県数	4	7	35



- ・災害発生時の連絡方法としてTwitter、Facebook、LINE等を活用しているか
- ・4県が既に導入しており7県が導入を検討している。
- ・停電時等にはFAXよりSNSの法がつながりやすく通信状況も格段に進歩している

Q12 a 協会職員の緊急連絡

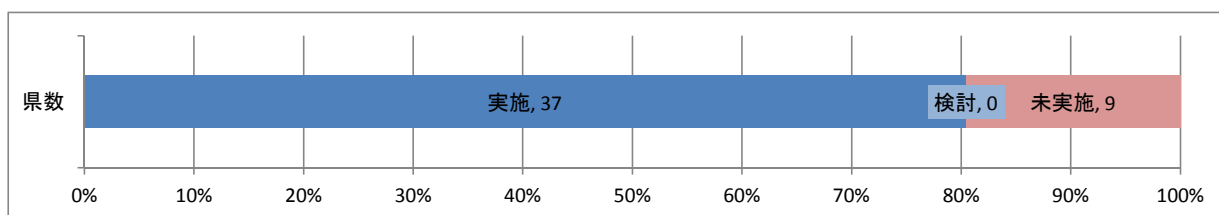
	実施	検討	未実施
県数	3	0	43



- ・災害発生時の会員との連絡、協会職員との連絡体制はまだ不十分と見られる

Q16 販売店から被害報告の有無

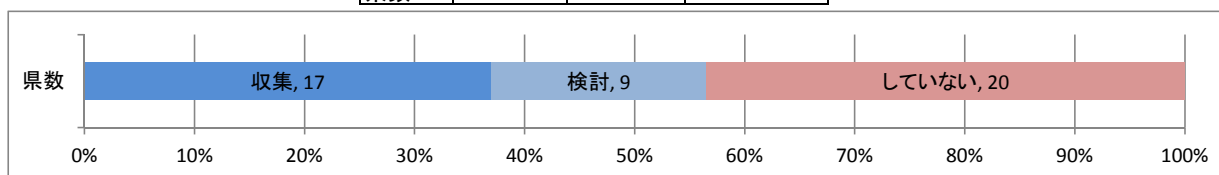
	実施	検討	未実施
県数	37	0	9



- ・協会役職員の災害時緊急連絡・通報・安否確認等の訓練はほぼなされているが、未実施の県もある

Q18 広域避難場所等の把握

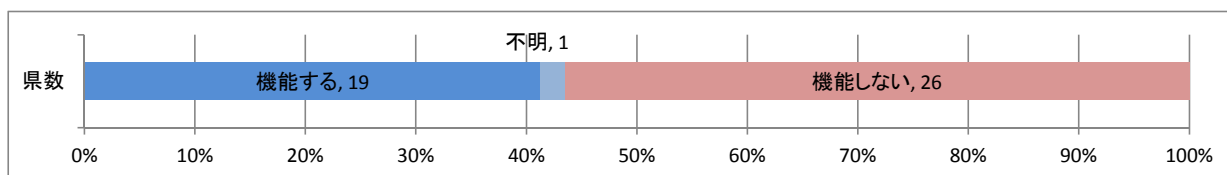
	収集	検討	していない
県数	17	9	20



- ・平時に市町村の行政単位での広域避難所、公共施設の情報等を常に把握しているのは17県検討中が7県
- ・約半数の県が地域行政と綿密に連絡を取り避難所等へ災害キットなどを寄付し災害に備えている、未実施の県は早急に対処

Q21 緊急集合 対策本部が機能するか

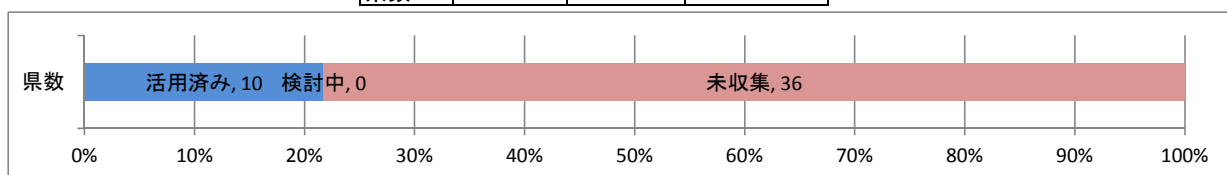
	機能する	不明	機能しない
県数	19	1	26



- ・公共機関が私用できないときに何名の職員が災害対策本部に集まれるか、その人数で災害対策本部は機能するか
- ・機能すると応えたのは規模の大きい(会員数も職員も多い)協会が多く、小さい協会は集合すら難しい

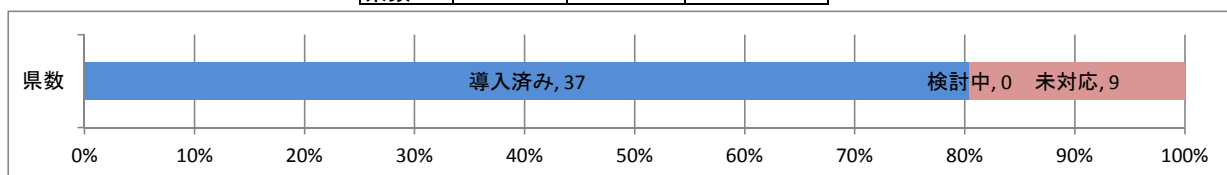
Q25 ハザードマップ

	活用済み	検討中	未収集
県数	10	0	36



Q24 災害対策パルクの導入促進

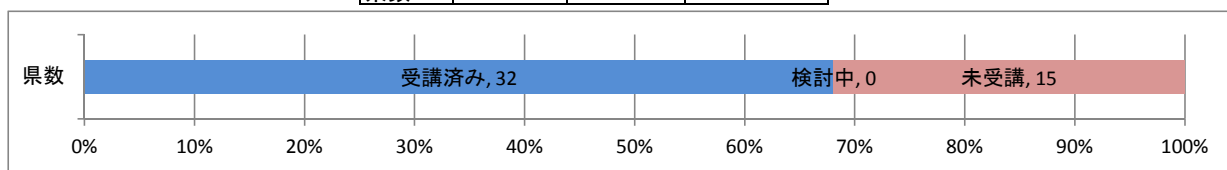
	導入済み	検討中	未対応
県数	37	0	9



- ・37の協会に於いて積極的に災害対策パルクを導入している。
- ・9の協会は未対応

Q26 LPガス災害対策講習受講者

	受講済み	検討中	未受講
県数	32	0	15



- ・アンケートでは講師は79名との回答があったが、32県協会65名が保安専門技術者として登録されている。
- ・県独自のマニュアルを作成した協会では、作成メンバーが講師として講習している。

LP ガス保安技術者向けWeb サイトの概要

LP ガス保安技術者向けWeb サイト トップページデザイン

LP ガス保安技術者向けWeb サイト コンテンツ一覧

LP ガス保安技術者向けWeb サイト用サーバー等のシステム仕様

LP ガス保安技術者向けWeb サイト アクセス数一覧

LP ガス保安技術者向けWeb サイト コンテンツ別アクセス数ランキング

経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業

高圧ガス保安協会 ▶ このサイトについて

LPガス保安技術者向けWebサイト

サイトマップ

検索

Home

保安行政動向

法令等改正

事故関連情報

地域保安指導事業用等テキスト

保安専門技術者研修テキスト

学習プログラム

事故事例研究

安全機器類の原理・構造等

パンフレット

参考資料

ビデオ資料

講習事業等業務連絡

知って得する豆知識

全国のLPガス協会の紹介

リンク

▶ このホームページのお問い合わせ

▶ 利用規約

Get Adobe Reader

PDFファイルをご覧になるには Adobe Reader が必要です。こちらから最新版のAdobe Readerをダウンロードしてご覧ください。

【プライバシーポリシー】

「保安技術者ページ」を「保安専門技術者専用ページ」に変更しました。

詳しくはこちら

topics

19.03.29 保安専門技術者証を更新しました。〈保安専門技術者専用ページ〉

19.03.25 法令検索システムを更新しました。

19.03.12 ビデオ資料に講習ビデオ〈地域保安指導事業〉を掲載しました。

19.03.12 保安行政動向、法令等改正、事故関連情報のWebページを改修しました。

18.09.28 保安専門技術者養成講習の実施計画が確定しました。

18.09.13 参考資料を更新しました。

18.09.13 講習事業等業務連絡を更新しました

18.09.04 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。

18.03.29 保安専門技術者証を更新しました〈保安専門技術者専用ページ〉

18.03.29 ビデオ資料を更新しました

18.03.29 法令検索システムを更新しました

17.10.04 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。

17.09.10 講習事業等業務連絡を更新しました

18.09.18 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。

18.03.31 「保安技術者ページ」を「保安専門技術者専用ページ」に変更しました。

18.03.30 参考資料を更新しました。

15.10.30 パンフレットを更新しました。

15.09.18 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。

15.09.18 講習事業等業務連絡を更新しました。

15.06.26 ビデオ資料を更新しました。

15.06.26 保安行政動向を更新しました。

15.03.28 ビデオ資料を更新しました。

15.02.25 参考資料を更新しました。

15.02.24 法令検索を更新しました。

14.10.23 パンフレットを更新しました。

14.09.16 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。

14.07.16 保安行政動向を更新しました。

過去のtopics一覧

保安専門技術者専用ページ

ID・パスワードを入力後、ログインボタンを押してください。

ID

パスワード

ログイン

このページについて

保安専門技術者の方はこちらから

行政団体等の方はこちらから

ID・PWの確認はこちらから

地域保安指導事業用等テキスト

参考資料

保安専門技術者研修テキスト

パンフレット

LP法令検索

アンケート

経済産業省 産業保安 METI Industrial Safety Division

高圧ガス保安協会 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

LPガスの安全情報はこちらへ LPガス安全委員会

飲食店の方はこちら ガスの安全4つのポイント

一般の皆様はこちら ガスの安全4つのポイント

3分でわかる LPガスの安全まとめ

Copyright (C) 2003-2015 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

LPガス保安技術者向けWebサイトに掲載している動画コンテンツ等の一覧

平成31年3月29日現在

コンテンツ	テーマ	制作年度	内容等
学習プログラム	LPガスの基礎知識	16	
学習プログラム	販売事業の手引き(役割と責務)	17	
学習プログラム	行政庁への手続き	17	
学習プログラム	CO中毒事故防止	17	
学習プログラム	給排気設備	17	
学習プログラム	設備工事の手引き	18	
学習プログラム	緊急時連絡・対応の手引き	18	
学習プログラム	点検・調査の手引き	18	
学習プログラム	埋設維持管理の手引き	19	
学習プログラム	周知の手引き	20	
学習プログラム	漏えい試験・気密試験	21	
事故事例研究	事故事例研究Ⅰ	18	▼消費設備<埋設管> 埋設管腐しよによる漏えい爆発事故 ▼供給設備<バルク貯槽安全弁> 安全弁交換時における元弁からのガス漏えい事故 ▼消費設備<CF式瞬間湯沸器> 排気設備不良の瞬間湯沸器によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅱ	19	▼供給設備<バルク貯槽の調整器 安全弁> バルク貯槽間の液移動による調整器安全弁からの漏えい事故 ▼消費設備<調理機器(フライヤー)> 業務用ガス機器の変化によるガス漏えい事故 ▼消費設備<屋外設置式湯沸器> 屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅲ	20	▼供給設備<ガス埋設管(供給管)> 他工事によるガス埋設管(供給管)損傷による漏えい事故 ▼消費設備<ゆで麺器> 質量販売先の仮設テントでのCO中毒事故 ▼供給設備<調整器、高圧ホース> 調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅳ	21	▼消費設備<自然排気式(CF式)ボイラー> 学校施設での調理実習中のCO中毒事故 ▼消費設備<業務用コンロ> 業務用施設(ラーメン店)でのCO中毒事故 ▼消費設備<末端ガス栓> 消費者による末端ガス栓の誤開放による漏えい火災事故 ▼消費設備<金属フレキ管> 金属フレキ管と末端ガス栓との接続不良による漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅴ	22	▼供給設備<連結用ホース> 液移動に起因するLPガス漏えい事故 ▼消費設備<業務用コンロ> 保育園での調理中のCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅵ	23	▼業務用オープン燃焼調理用ダンパー閉そくによるCO中毒事故 ▼業務用厨房の排気設備不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅶ	23	▼調整器の経年劣化によるガス漏えい事故 ▼埋設管の損傷によるガス漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅷ	24	▼排気筒の設置不良によるCO中毒事故 ▼業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅸ	24	▼販売事業者の作業ミスによる事故 ▼施工不完全及び終了時検査の不備による事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅹ	25	▼給排気不全によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究ⅩⅠ	25	▼質量販売における爆発事故
安全機器の原理と構造	第1版	16	容器バルブ・ガスコンロ・安全対策器具・小型湯沸器・調整器・大型湯沸器・マイコンメータ・ストーブ・ヒューズガス栓・バルク貯槽
安全機器の原理と構造	第2版	17	カップリング付き容器用弁・充てん設備・漏えい検知装置・液移動・再液化
安全機器の原理と構造	転造ねじ	18	
安全機器の原理と構造	再点火防止装置	21	
ビデオ映像	講習用補助教材	22	CO中毒事故防止技術ロールプレイング事例集
ビデオ映像	保安業務情報提供(Ⅰ)	22	的確な点検調査の実施と緊急時対応における漏洩したガスの排除方法について
ビデオ映像	保安業務情報提供(Ⅱ)	22	的確な周知業務の実施と周知のための工夫事例について
ビデオ映像	DVDテキスト	22	適切な保安業務の実施方法
ビデオ映像	DVDテキスト	23	調整器の調整圧力・閉そく圧力及び燃焼器入口圧力の確認方法
ビデオ映像	DVDテキスト	24	保安業務の周知について【第1部、第2部】
ビデオ映像	DVDテキスト	25	LPガス災害対策マニュアル
ビデオ映像	講習用補助教材	23	法令指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	保安業務指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	【CO中毒事故防止技術講習用講義ビデオ】 燃焼器の設置及び給排気設備の設置工事の要点
ビデオ映像	講習用補助教材	24	【CO中毒事故防止技術講習用ビデオ】 改訂版テキストのポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房機器メンテナンス講習用ビデオ】 テキスト・講習のポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房でガスをお使いの皆さまにお願いしたいこと】 パンフレットの概要説明／業務用厨房で発生したCOの動き
ビデオ映像	講習用補助教材	26	LPガス安全器具の紹介
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等で発生する事故のリスク(山小屋等に係る事故対策等教材作成事業)
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等の特則承認制度及び消費設備調査 (山小屋等に係る事故対策等教材作成事業)
ビデオ映像	講習用補助教材	29	【保安業務指導(ヒヤリハット)講習用ビデオ】 他工事業業者による配管損傷／点火不良によるガス漏洩／調理実習室でのCO中毒

保安技術者向けWebサイト用サーバー等のシステム仕様

(1) サーバー

ハードウェア : Fujitsu RX100 S6

CPU : Intel Xeon X3430 2.4GHz

MEM: 4GB

HDD: SATA 500GB RAID1

(2) ソフトウェア

①OS CentOS6 64bit

②アプリケーション

Apache-2.2系	MIME-Base64-2.21
PHP:5.3系	IO-stringy-2.108
PEARパッケージ	MIME-tools-5.411
DB-1.7	MailTools-1.60
Integrated Template	namazu:2.0.21
ML_Parser	nkf:2.08
PHP関連モジュール	T1Lib-1.3
flex-2.5.35	Text-Kakasi-2.04
bison-2.4.1	xpdf-3.3
m4-1.4.13	xpdf-japanese
autoconf-2.63	freetype-2.3.11
automake-1.11.1	kakasi-2.3.4
PostgreSQL:8.4系	libconv-1.8
readline-6.0	t1lib-1.3
perl:5.10.1	qmail:1.03
Jcode.pm(ver0.82)	checkpassword-0.90
DBD-Pg-2.15(DBD::Pg)	daemontools-0.70
DBI-1.609(DBI)	relay-ctrl-3.1.1
Jcode-0.83	ucspi-tcp-0.88
libnet-1.17	qmail-date-localtime.patch
Email-Valid-0.15	openssh:5.3p1
File-MMagic-1.20	zlib:1.2.3

保安専門技術者Webサイト アクセス数一覧

平成15年度

	2003.11.17 ～	2003.12.01 ～	2004.01.01 ～	2004.02.01 ～	2004.03.01 ～	累計
総リクエスト数	35,848	84,498	2004.01.31 37,731	2004.02.29 25,190	2004.03.31 24,657	207,924
総訪問数	21,212	58,655	15,165	6,680	6,291	108,003

平成16年度

	2004.04.01 ～	2004.05.01 ～	2004.06.01 ～	2004.07.01 ～	2004.08.01 ～	2004.09.01 ～	2004.10.01 ～	2004.11.01 ～	2004.12.01 ～	2005.01.01 ～	2005.02.01 ～	2005.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2004.04.30 23,625	2004.05.31 19,304	2004.06.30 19,743	2004.07.31 18,343	2004.08.31 16,969	2004.09.30 17,151	2004.10.31 18,904	2004.11.30 21,177	2004.12.31 16,371	2005.01.31 18,966	2005.02.28 19,803	2005.03.31 32,833	243,189
総訪問数	5,719	4,913	3,120	3,013	2,990	3,236	3,238	3,492	2,764	3,450	3,899	4,477	44,331

平成17年度

	2005.04.01 ～	2005.05.01 ～	2005.06.01 ～	2005.07.01 ～	2005.08.01 ～	2005.09.01 ～	2005.10.01 ～	2005.11.01 ～	2005.12.01 ～	2006.01.01 ～	2006.02.01 ～	2006.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2005.04.30 31,185	2005.05.31 33,516	2005.06.30 34,297	2005.07.31 31,173	2005.08.31 32,708	2005.09.30 32,882	2005.10.31 29,214	2005.11.30 30,078	2005.12.31 22,726	2006.01.31 24,355	2006.02.28 24,742	2006.03.31 31,038	357,914
総訪問数	4,135	4,572	5,289	5,271	5,325	5,398	5,493	5,852	4,969	5,039	5,236	5,927	62,506

平成18年度

	2006.04.01 ～	2006.05.01 ～	2006.06.01 ～	2006.07.01 ～	2006.08.01 ～	2006.09.01 ～	2006.10.01 ～	2006.11.01 ～	2006.12.01 ～	2007.01.01 ～	2007.02.01 ～	2007.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2006.04.30 45,099	2006.05.31 45,434	2006.06.30 45,099	2006.07.31 54,475	2006.08.31 45,434	2006.09.30 45,997	2006.10.31 50,497	2006.11.30 41,715	2006.12.31 52,101	2007.01.31 57,866	2007.02.28 70,723	2007.03.31 62,814	526,721
総訪問数			6,688	7,326	6,312	6,415	6,934	6,895	6,966	8,321	8,503	7,715	72,081

平成19年度

	2007.04.01 ～	2007.05.01 ～	2007.06.01 ～	2007.07.01 ～	2007.08.01 ～	2007.09.01 ～	2007.10.01 ～	2007.11.01 ～	2007.12.01 ～	2008.01.01 ～	2008.02.01 ～	2008.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2007.04.30 45,099	2007.05.31 45,434	2007.06.30 45,099	2007.07.31 54,475	2007.08.31 45,434	2007.09.30 45,997	2007.10.31 50,497	2007.11.30 41,715	2007.12.31 52,101	2008.01.31 57,866	2008.02.29 71,509	2008.03.31 64,994	336,353
総訪問数							3,510	6,388	5,774	6,056	6,576	6,806	35,110

平成20年度

	2008.04.01 ～	2008.05.01 ～	2008.06.01 ～	2008.07.01 ～	2008.08.01 ～	2008.09.01 ～	2008.10.01 ～	2008.11.01 ～	2008.12.01 ～	2009.01.01 ～	2009.02.01 ～	2009.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2008.04.30 45,099	2008.05.31 45,434	2008.06.30 45,099	2008.07.31 54,475	2008.08.31 45,434	2008.09.30 45,997	2008.10.31 50,497	2008.11.30 41,715	2008.12.31 52,101	2009.01.31 57,866	2009.02.28 60,405	2009.03.31 76,731	374,559
総訪問数							4,986	6,722	5,960	6,544	6,664	7,143	38,019

平成21年度

	2009.04.01 ～	2009.05.01 ～	2009.06.01 ～	2009.07.01 ～	2009.08.01 ～	2009.09.01 ～	2009.10.01 ～	2009.11.01 ～	2009.12.01 ～	2010.01.01 ～	2010.02.01 ～	2010.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2009.04.30 45,099	2009.05.31 45,434	2009.06.30 45,099	2009.07.31 54,475	2009.08.31 45,434	2009.09.30 45,997	2009.10.31 50,497	2009.11.30 41,715	2009.12.31 52,101	2010.01.31 57,866	2010.02.28 71,509	2010.03.31 64,994	692,508
総訪問数							6,962	7,576	7,601	8,387	8,942	9,302	57,056

※2009年4月は23日より計上

平成22年度

	2010.04.01 ～	2010.05.01 ～	2010.06.01 ～	2010.07.01 ～	2010.08.01 ～	2010.09.01 ～	2010.10.01 ～	2010.11.01 ～	2010.12.01 ～	2011.01.01 ～	2011.02.01 ～	2011.03.01 ～	累計
総リクエスト数	2010.04.30 25,392	2010.05.31 104,022	2010.06.30 119,628	2010.07.31 112,110	2010.08.31 122,240	2010.09.30 121,340	2010.10.31 130,998	2010.11.30 136,221	2010.12.31 127,841	2011.01.31 134,657	2011.02.28 146,475	2011.03.31 146,475	1,280,924
総訪問数	2,483	9,326	10,283	10,351	10,165	10,414	10,707	10,968	10,296	10,705	11,272		106,970

平成23年度

2011.04.01 ～ 2011.04.30	2011.05.01 ～ 2011.05.31	2011.06.01 ～ 2011.06.30	2011.07.01 ～ 2011.07.31	2011.08.01 ～ 2011.08.31	2011.09.01 ～ 2011.09.30	2011.10.01 ～ 2011.10.31	2011.11.01 ～ 2011.11.30	2011.12.01 ～ 2011.12.31	2012.01.01 ～ 2012.01.31	2012.02.01 ～ 2012.02.28	2012.03.01 ～ 2012.03.31	累計
総リクエスト数				112,395	129,408	142,596	146,281	138,757	145,090	148,184		962,711
総訪問数				11,303	13,037	14,344	14,690	13,948	14,563	14,661		96,545

※2011年8月は4日より計上

平成24年度

2012.04.01 ～ 2012.04.30	2012.05.01 ～ 2012.05.31	2012.06.01 ～ 2012.06.30	2012.07.01 ～ 2012.07.31	2012.08.01 ～ 2012.08.31	2012.09.01 ～ 2012.09.30	2012.10.01 ～ 2012.10.31	2012.11.01 ～ 2012.11.30	2012.12.01 ～ 2012.12.31	2013.01.01 ～ 2013.01.31	2013.02.01 ～ 2013.02.28	2013.03.01 ～ 2013.03.31	累計
総リクエスト数	122,240	148,190	140,699	148,305	146,281	148,184	146,184	147,128	146,847	147,184		1,586,426
総訪問数	10,165	14,357	13,511	14,001	14,590	14,661	14,465	14,661	14,091	14,378		153,065

※2012年4月は9日より計上

平成25年度

2013.07.01 ～ 2013.07.31	2013.08.01 ～ 2013.08.31	2013.09.01 ～ 2013.09.30	2013.10.01 ～ 2013.10.31	2013.11.01 ～ 2013.11.30	2013.12.01 ～ 2013.12.31	2014.01.01 ～ 2014.01.31	2014.02.01 ～ 2014.02.28	2014.03.01 ～ 2014.03.31	累計
総リクエスト数				110,989	130,858	121,742	134,589	98,943	937,619
総訪問数				60,853	60,854	60,855	60,856	60,857	486,852

平成26年度

2014.04.01 ～ 2014.04.30	2014.05.01 ～ 2014.05.31	2014.06.01 ～ 2014.06.30	2014.07.01 ～ 2014.07.31	2014.08.01 ～ 2014.08.31	2014.09.01 ～ 2014.09.30	2014.10.01 ～ 2014.10.31	2014.11.01 ～ 2014.11.30	2014.12.01 ～ 2014.12.31	2015.01.01 ～ 2015.01.31	2015.02.01 ～ 2015.02.28	2015.03.01 ～ 2015.03.31	累計
総リクエスト数	114,334	128,099	139,512	152,158	124,508	129,849	145,862	113,229	133,466	129,804	143,016	1,583,957
総訪問数	62,866	69,731	75,714	79,522	64,203	71,434	79,700	61,590	71,825	71,481	77,959	857,070

平成27年度

2015.04.01 ～ 2015.04.30	2015.05.01 ～ 2015.05.31	2015.06.01 ～ 2015.06.30	2015.07.01 ～ 2015.07.31	2015.08.01 ～ 2015.08.31	2015.09.01 ～ 2015.09.30	2015.10.01 ～ 2015.10.31	2015.11.01 ～ 2015.11.30	2015.12.01 ～ 2015.12.31	2016.01.01 ～ 2016.01.31	2016.02.01 ～ 2016.02.28	2016.03.01 ～ 2016.03.31	累計
総リクエスト数	134,843	112,388	139,443	134,062	113,306	116,804	129,568	100,989	116,148	124,371	131,975	1,473,079
総訪問数	73,925	62,760	77,082	73,893	63,432	64,268	71,722	57,692	64,827	69,802	72,764	819,384

平成28年度

2016.04.01 ～ 2016.04.30	2016.05.01 ～ 2016.05.31	2016.06.01 ～ 2016.06.30	2016.07.01 ～ 2016.07.31	2016.08.01 ～ 2016.08.31	2016.09.01 ～ 2016.09.30	2016.10.01 ～ 2016.10.31	2016.11.01 ～ 2016.11.30	2016.12.01 ～ 2016.12.31	2017.01.01 ～ 2017.01.31	2017.02.01 ～ 2017.02.28	2017.03.01 ～ 2017.03.31	累計
総リクエスト数	62,281	37,255	146,065	128,194	121,073	124,142	126,698	132,022	107,784	130,856	139,963	1,370,887
総訪問数	38,184	21,606	82,424	70,202	67,400	70,931	72,846	59,546	63,053	71,641	75,788	764,412

平成29年度

2017.04.01 ～ 2017.04.30	2017.05.01 ～ 2017.05.31	2017.06.01 ～ 2017.06.30	2017.07.01 ～ 2017.07.31	2017.08.01 ～ 2017.08.31	2017.09.01 ～ 2017.09.30	2017.10.01 ～ 2017.10.31	2017.11.01 ～ 2017.11.30	2017.12.01 ～ 2017.12.31	2018.01.01 ～ 2018.01.31	2018.02.01 ～ 2018.02.28	2018.03.01 ～ 2018.03.31	累計
総リクエスト数	132,691	148,915	156,046	136,844	137,859	135,082	145,014	120,605	124,753	122,785	146,875	1,644,523
総訪問数	71,326	78,773	84,373	75,479	75,702	74,633	79,528	66,108	67,389	65,830	76,865	881,497

平成30年度

2018.04.01 ～ 2018.04.30	2018.05.01 ～ 2018.05.31	2018.06.01 ～ 2018.06.30	2018.07.01 ～ 2018.07.31	2018.08.01 ～ 2018.08.31	2018.09.01 ～ 2018.09.30	2018.10.01 ～ 2018.10.31	2018.11.01 ～ 2018.11.30	2018.12.01 ～ 2018.12.31	2019.01.01 ～ 2019.01.31	2019.02.01 ～ 2019.02.28	2019.03.01 ～ 2019.03.31	累計
総リクエスト数	142,895	152,189	163,232	151,393	143,278	130,066	163,141	123,042	132,011	145,021		1,611,274
総訪問数	75,479	80,282	87,060	81,876	76,140	89,530	89,357	69,324	70,848	78,650		871,060

総累計
7,506,848
1,260,538

総累計
9,090,805
2,117,608

総累計
10,563,884
2,936,992

総累計
11,934,771
3,701,404

総累計
13,579,294
4,592,901

総累計
15,190,568
5,463,961

No.	No.	給排気設備 漏えい試験・気密試験	給排気設備の設置工事の要点 気密試験の方法	PV数
1	<学習プログラム>	給排気設備	給排気設備の設置工事の要点	28,258
2	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	気密試験の方法	27,622
3	TOPページ			20,155
4	<学習プログラム>	給排気設備	給排気設備の分類	19,004
5	<学習プログラム>	給排気設備	給排気設備の基本	11,974
6	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の方法	11,379
7	<地域普及用テキスト>⇒<地域保 護用テキスト>	地域保安指導事業用等テキスト		9,311
8	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験		8,866
9	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	気密試験	7,916
10	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	5,490
11	<学習プログラム>	給排気設備	特監方のあまし	5,465
12	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	5,241
13	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	5,150
14	<参考資料>	参考資料		4,871
15	<知って得する豆知識>			4,101
16	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	3,842
17	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務	3,748
18	<パンフレット>	パンフレット		3,570
19	<学習プログラム>	・トップページ		3,212
20	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	漏えい試験	3,128
21	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	2,983
22	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	2,963
23	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	2,943
24	<安全機器類の原理・構造等>	・トップページ		2,702
25	<その他の資料>⇒2011年より<ビ デオ資料>	ビデオ資料		2,417
26	<学習プログラム>	給排気設備		2,306
27	<法令検索>	例示基準		2,297
28	<法令検索>	政令		2,289
29	<知って得する豆知識>			2,286
30	<学習プログラム>	CO中毒事故防止	CO中毒概要発生メカニズム	2,283
31	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	気密試験のための器具又は設備	2,243
32	<保安行政動向>	保安行政動向		2,151
33	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	気密試験の手順・実施要領	2,083
34	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	漏えい試験のための器具又は設備	1,871
35	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の手順・実施要領	1,860
36	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	ガス置換	1,819
37	<知って得する豆知識>			1,693
38	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	定期供給設備点検	1,690
39	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	1,679
40	<安全機器類の原理・構造等>	調整器	ページトップ	1,660
41	<学習プログラム>	CO中毒事故防止		1,643
42	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	容器交換時等供給設備点検	1,588
43	<学習プログラム>	点検・調査の手引き		1,559
44	<その他の資料>⇒2011年より<ビ デオ資料>	適切な保安業務指導の実施方法について【平成22年度】		1,553
45	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	点検・調査の区分	1,542
46	<安全機器類の原理・構造等>	容器バルブ	ページトップ	1,527
47	<知って得する豆知識>			1,431
48	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	1,408
49	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	1,408
50	<安全機器類の原理・構造等>	カップリング付容器用弁	ページトップ	1,385

51	<学習プログラム>	・トップページ	行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の完成検査	1,379
52	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	定期消費設備調査			1,339
53	<研修事業等業務連絡>⇒<講習ページ>					1,258
54	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(1)LPガスの生産	1,197
55	<安全機器類の原理・構造等>	再液化・液移動				1,197
56	<学習プログラム>	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急時連絡・対応とは		1,163
57	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(2)LPガスの用途	1,114
58	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数			1,114
59	<学習プログラム>	・トップページ	行政庁への法手続き			1,091
60	<学習プログラム>	設備工事の手引き				1,068
61	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	点検・調査の業務の流れ			1,036
62	<学習プログラム>	周知の手引き				1,002
63	<学習プログラム>	理設管維持管理の手引き				945
64	<パンフレット>	一般消費者(業務用)向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】				945
65	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	保安業務		929
66	<パンフレット>	一般消費者(家庭用)向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】				924
67	<全国のエルピ-ガス協会の紹介>					901
68	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	販売業務		879
69	<参考資料>	【平成21年度】LPガス安全管理マニュアル				866
70	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	記録等の保存			849
71	<学習プログラム>	CO中毒事故防止	CO中毒事故防止対策			843
72	<知って得する豆知識>	2004				839
73	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	点検・調査の結果と事後処理			831
74	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	記録等の保存			827
75	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	記録等の保存	印刷用PDF		827
76	<学習プログラム>	緊急時連絡・対応の手引き				797
77	<知って得する豆知識>	2009				781
78	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	・安全に使いには	(1)ガスを使用するとき	777
79	<パンフレット>	その他				763
80	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	業務主任者		755
81	<学習プログラム>	設備工事の手引き	施工管理	設備工事の資格者		723
82	<リンク>	ページ				714
83	<地域普及用テキスト>⇒<地域保	バックナンバー				713
84	<学習プログラム>	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務	参考1		697
85	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	保安業務	保安業務等	666
86	<学習プログラム>	事故事例研究第1版				660
87	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(4)LPガスの臭い	651
88	<パンフレット>	質量販売事故防止				635
89	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	販売業務	保安教育	617
90	<安全機器類の原理・構造等>	バルク貯槽	ページトップ			606
91	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	事業の登録		599
92	<学習プログラム>	・トップページ	行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業		599
93	<知って得する豆知識>	2006				568
94	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	業務主任者	貯蔵施設	563
95	<安全機器類の原理・構造等>	はじめにお読みください				537
96	<学習プログラム>	・トップページ	販売事業の手引き(役割と責務)	販売業務	保安確保の方法等の認定等-特例-	528
97	<学習プログラム>	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の方法	漏えい検知装置を用いる場合		528
98	<学習プログラム>	・トップページ	LP ガスの基礎知識	・特性を知ろう	(5)地球に優しい	487
99	<安全機器類の原理・構造等>	ヒューズガス栓				484
100	<パンフレット>	保安パンフレット(外国語版)				484

LPガス保安技術者向けWebサイトに係るアンケート調査

アンケートシステムの概要

調 査 結 果

■アンケートの実施

LPガス保安技術者向けWebサイト

Home 保安行政動向 法令等改正 事故関連情報 地域保安指導事例等テキスト

LPガス保安技術者に向けて
様々な情報を発信しています

topics

このWebサイトは、2月28日で一時閉鎖されました。

11.02.25 専門技術者用ビデオ映像資料を公開しました。

11.02.24 ビデオ資料を更新しました。

11.02.21 LP法令検索を更新しました。

11.02.17 パンフレットを更新しました。

参考資料

10.12.26 ビデオ資料を更新しました。

10.11.08 保安行政動向を更新しました。

10.10.07 保安専門技術者養成講習（慶城会場）の日程が変更になりました。

10.08.24 保安専門技術者養成講習（大阪会場）の法令指導講習と保安業務指導講習との日程が入れ替わりました。

1 “ID・パスワードの発行はここから”からアンケートへ

- 氏名など、必要な内容の中に任意で、2問程度のアンケートに答えて頂く

2 アンケートホームページへリンク

- 2問程度のアンケートに答えて頂く
- 送信ボタンをクリックすると、WEBMasterへ

1の例

アンケートにご協力ください。

*「専門技術者ページ」へログインするためのID・パスワードの発行を希望される方は下記の項目を入力の上、送信ボタンを押してください。

*ID・パスワードの発行は、申込をされた日から7業務日以降となります。

*ID・パスワードをお申込された「保安専門技術者」の方には、ご登録後、「保安専門技術者向けメールマガジン」を配信します。

Q1:LPガスに関する知識の向上が図られましたか

役にたった☐ どちらともいえない☐

Q2:社内教育等に役立ちましたか

役にたった☐ どちらともいえない☐

※は必須項目です。

■会社(団体)名※ (全角で記入してください)

例:東京ガス保安(株) (特)又は株式会社と入力してください。

■お名前(個人名)※ (全角で記入してください)

例:高田 太郎 「姓」だけ (半角漢字で記入してください)

■郵便番号※ (全角で記入してください)

〒

2の例

アンケートにご協力ください。今後の活動に役立てたいと考えておりますので、ご協力ください。

Q1:LPガスに関する知識の向上が図られましたか

役にたった☐ どちらともいえない☐

Q2:社内教育等に役立ちましたか

役にたった☐ どちらともいえない☐

経済産業省原子力安全・保安院

LPガス保安技術者向けWebサイト

LPガス保安技術者向けWebサイトHOMEへ▶

事故事例研究

消費設備くゆで調理器 > 質量販売先の仮設テントでのCO中毒事故

事故概要

事故原因

事故対策

現場での対応

事故対策 MOVIE

販売事業者の現場対応

販売事業者の事故後の対応

再発防止のための対応

販売事業者が燃焼器具を点検したところ、炎の色が赤いことと、排気口にすずが付着していたことから不完全燃焼していると判断し、器具の交換を器具の貸し出し事業者に指示した。

翌日のイベント開始前の朝礼で燃焼器具使用についての注意事項を関係者に対して話し、徹底を図った。

燃焼器具の燃焼状態を1時間ごとに確認した。

貸し出し事業者の対応

販売事業者の今後の防止対策

燃焼器具の出荷時に点火点検を実施して出荷しているが加えてCO測定などの重点点検項目を設ける。

目詰まり等の再確認及び現場納入後の点火、燃焼の確認を行う。

質量販売における保安業務の徹底を図るとともに、自社の基準を明確にして、周知（特に換気について）を行う。

一般消費者等及び燃焼器具貸し出し事業者に対する、的確な周知（特に換気について）を行う。

アンケートにご協力ください。

この情報はお役に立ちましたか？

はい

いいえ

Print

3の例

任意のコンテンツにアクセスすると自動的にアンケートのコンテンツも立ち上がって当該コンテンツについて回答してもらえます。強制的なアンケートは、訪問者に嫌がられる原因となりますので、表示方法については基本的なページを阻害しないものに、アンケートに回答するか否かは訪問者に依存するものにし、答えたくない場合には、アンケートのコンテンツを閉じてもらう方法が良いと考えています。

3 アンケート

● 簡単なアンケートに答えて頂く

● 送信ボタンをクリックすると、WEBMasterへ

■ アンケート集計方法

- アンケートは、CSV集計としてプログラムを設定。
ダウンロード後、CSVをエクセルファイルに変換、
アンケート集計を分析する。



CSVでのアンケート集計の例

A12		fx					
	A	B	C	D	E	H	
1	date	会社名	役に立った	これからを期待	お名前	email	
2	2010/5/12 12:00	テイクフォー		○	横山		
3	2010/6/21 14:14	株式会社****	○		株式会社テイクフ	yokoyama@***.co.jp	
4	2010/6/22 14:14	**研究所	○		KHK	***@tahoo.co.jp	
5	2010/7/23 14:14	株式会社****	○		シモヤマ	***@***.go.jp	
6	2010/7/24 14:14	株式会社****		○	*****		
7	2010/7/30 0:00	**研究所		○	*****		
8	2010/8/1 0:00	株式会社****	○		*****		
9	2010/8/14 0:00	株式会社****		○	*****		
0	2010/8/30 0:00	株式会社****	○		*****		
1	2010/9/1 0:00	株式会社****		○	横山剛志		
2							
3							

※実際の内容とは違います。

順位	タイトル	URL	Q この情報は役に立ちましたか？	
			はい	いいえ
1	給排気設備：給排気上の分類	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/bunrui.html	55	1
2	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：設置場所／火気までの距離／火気までの距離／火気までの距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/02.html	29	1
3	給排気設備：特監法のあらまし	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/tokukan.html	22	2
4	給排気設備：給排気設備の設置工事の要点	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/youten.html	22	3
5	給排気設備：給排気の基本	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/kihon.html	22	0
6	LPガス保安技術者向けWebサイト	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/index.html	19	3
7	漏えい試験：気密試験：3.気密試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu03.html	15	0
8	LPガスの基礎知識：特性を知らう！：燃焼特性	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_04.html	15	4
9	LPガスの基礎知識：特性を知らう！：状態変化	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_03.html	13	3
10	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：1.保安物件との距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teki/05.html	13	1
11	LPガスの基礎知識：特性を知らう！：水より軽い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_02.html	8	0
12	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの規格	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_03.html	8	1
13	漏えい試験：気密試験：3.漏えい試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei03.html	8	1
14	LPガスの基礎知識：特性を知らう！：空気より重い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_01.html	7	0
15	カッパリング付容器用弁	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/coupling/top.html	6	0
16	CO中毒事故防止：CO中毒概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id100/hajimeri.html	6	0
17	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：9.調整器の調整圧力及び開そく圧力(P1)	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teki/13.html	6	2
18	販売事業の手引き：業務主任者：業務主任者等	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main17.html	5	0
19	パンフレット	http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/index.html	4	0
20	漏えい試験：気密試験：1.漏えい試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei01.html	4	0
21	行政庁への法手続き：液化石油ガス販売事業：貯蔵施設等	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main25.html	4	0
22	行政庁への法手続き：液化石油ガス販売事業：業務主任者等の選解任	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main11.html	4	0
23	点検・調査の手引き：質量販売と保安業務	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/08sisureyou/index.html	4	0
24	LPガスの基礎知識	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/index_b.html	3	0
25	漏えい試験：気密試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/index.html	3	0
26	漏えい試験：気密試験：2.漏えい試験のための器具又は設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei02.html	3	0
27	設備工事の手引き：施工管理：設備工事の資格者	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_02.html	3	0
28	設備管理維持管理の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/h19_01/index.html	3	0
29	行政庁への法手続き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/index.html	3	0
30	調整器	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/choseiki/index.html	3	1
31	はじめにお読みください	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/guide.html	3	1
32	設備工事の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index.html	3	0
33	周知の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/shuuchi/index.html	3	0
34	設備工事の手引き：施工管理：検査・竣工引渡し	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_08.html	3	0
35	漏えい試験：気密試験：4.気密試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu04.html	3	1
36	容器ハルトプ：B	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/b.html	3	0
37	容器ハルトプ：C	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/c.html	3	0
38	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの生産	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_01.html	3	1
39	再液化・液移動：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/saiekika/a.html	3	0
40	再液化・液移動：B	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/saiekika/b.html	3	0
41	給排気設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/index.html	2	0
42	点検・調査の手引き：点検・調査の区分	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/01kubun/index.html	2	0
43	漏えい試験：気密試験：4.漏えい試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei04.html	2	2
44	漏えい検査装置：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/rouei/roueikenchi/a.html	2	1
45	販売事業の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/index.html	2	1
46	カッパリング付容器用弁：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/coupling/a.html	2	0
47	販売事業の手引き：販売業務：保安教育	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main16.html	2	2
48	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：8.燃焼器の入口圧力	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teki/12.html	2	0
49	バルク貯槽	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/baruku/index.html	2	0
50	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：充てん容器の腐しよく・温度上昇・転落転倒防止措置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/03.html	2	0

51	販売事業の手引き:販売業務:貯蔵施設	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id200/content/main04.html	2	1
52	調整器:単段式調整器:A	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/choseki/tandanshiki/a.html	2	0
53	転造ねじ:B	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/tenzou/tenzounesji/b.html	2	0
54	LPガスの基礎知識:LPガスってなに?:LPガスの用途	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/basic/01_02.html	2	0
55	設備工事の手引き:施工管理:設備工事施工・管理業務の流れ	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_01.html	2	0
56	設備工事の手引き:施工管理:施工計画・管理	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_05.html	2	0
57	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:容器	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_01_01.html	2	0
58	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:ハルク貯槽(地上型)	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_01_03.html	2	0
59	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:気化装置	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_02_03.html	2	0
60	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:壁・床・天井等の内部に使用できる管	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_03_02.html	2	0
61	設備工事の手引き:施工管理:ガス燃料器:特定ガス消費機器設置工事	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_07.html	2	0
62	設備工事の手引き:維持管理:維持管理のポイント	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_02.html	2	0
63	設備工事の手引き:維持管理:点検・調査及び記録の整備等	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_03.html	2	0
64	設備工事の手引き:維持管理:液移動対策	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_04.html	2	0
65	設備工事の手引き:維持管理:他工事業者対策	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_05.html	2	0
66	設備工事の手引き:維持管理:給排気の調査	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_06.html	2	0
67	設備工事の手引き:維持管理:期限管理	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_07.html	2	0
68	設備工事の手引き:維持管理:保安教育	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_08.html	2	0
69	ヒューズガス栓	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/fuse/hose/top.html	2	0
70	転造ねじ:A	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/tenzou/tenzounesji/a.html	2	0
71	点検・調査の手引き:定期供給/設備点検:点検の実施形態	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/tenken/05teki/index.html	2	1
72	販売事業の手引き:設備工事	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id200/content/main26.html	2	1
73	バルク貯槽:液取入弁/カップリング用液流出防止装置:A	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/baruku/ekitoriire/a.html	2	0
74	点検・調査の手引き:点検・調査の結果と事後処理:点検・調査の記録と保存	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/tenken/07tenkekka/03.html	2	0
75	漏えい試験・気密試験:5ガス置換	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu05.html	2	0
76	再液化・液移動	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/saiekika/top.html	2	0
77	漏えい試験・気密試験:2 気密試験のための器具又は設備	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu02.html	2	0
78	容器バルブ	http://www.jpagro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/top.html	2	0
79	行政庁への法手続き:液化石油ガス販売事業:販売所等の変更の届出	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id400/content/main03.html	1	0
80	行政庁への法手続き:液化石油ガス設備工事:特定液化石油ガス設備工事事業	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id400/content/main33.html	1	0
81	漏えい試験・気密試験:1 気密試験	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu01.html	1	0
82	排気筒の設備不良によるCO中毒事故:事故概要	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol20/outline.html	1	0
83	緊急時連絡:対応の手引き:現場での措置:安全の確保	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/kinkyuu/e/index2.html	1	0
84	行政庁への法手続き:液化石油ガス販売事業:販売事業の登録申請	http://www.jpagro.go.jp/guest/learning/id400/content/main01.html	1	0

講習修了時アンケート調査結果

【「L P ガス保安技術者向けW e b サイト」について】

平成30年度
保安専門技術者養成講習

講習アンケート調査票

会 場：_____

日 程：_____

該当する事項に○を、（ ）内にはお考えをご記入ください。

Ⅱ. 情報提供に関するものについて

1. この講習を受けられる前に「LPガス保安技術者向けWebサイト」のホームページをご覧になったことがありますか？

☐ ある → 次の「2」の質問へ進んでください。

☐ ない → 「5」の質問へ進んでください。

2. このWebサイトは、お役に立ちましたか？

☐ 役に立った。→ 次の「3」の質問へ進んでください。

☐ 役に立たなかった。→ 「4」の質問へ進んでください。

3. このWebサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？
内容又はコンテンツ名をご記入ください。

(_____)

(_____)

→ 「5」の質問へ進んでください。

4. どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？ご意見をご記入ください。

(_____)

(_____)

→ 次の「5」の質問へ進んでください。

5. 「保安専門技術者向けメールマガジン」を受信されていますか？

(保安専門技術者の方が、上記のWebサイトの保安専門技術者ページに登録すると、このメールマガジンが配信されます。)

☐ している。→ 裏面の「Ⅱ. 講習に関するもの」へ進んでください。

☐ していない。又はこのメールマガジンを知らない。→ 次の「6」の質問へ進んでください。

6. 保安専門技術者養成講習修了証（保安専門技術者証）の交付を受けるアドレスをご記入ください。

→ 受講するにあたってご提出いただいた「経歴書」にご記入いただいたアドレスに変更がない場合には、ご記入不要です。

(_____)

→ アンケート終了。

ご協力有り難うございました。

平成30年度 保安専門技術者指導等事業 保安専門技術者養成講習修了時アンケート調査結果

【LPガス保安技術者向けWebサイト及びメールマガジンについて】

講習開催地		東京		金沢		大阪		鹿児島		盛岡		岡山		合計	
回答者数(重複除く)(※1)	アンケート回収数	28	41	20	26	25	45	12	20	20	53	23	27	128	212
1 この講習を受ける前に「LPガス保安技術者向けWebサイト」をご覧になったことがありますか		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①ある → 質問2へ		12	43%	11	55%	17	68%	3	25%	11	55%	11	48%	65	51%
②ない → 質問5へ		15	54%	5	25%	7	28%	7	58%	9	45%	9	39%	52	41%
③無回答		1	4%	4	20%	1	4%	2	17%	0	0%	3	13%	11	9%
2 このWebサイトは、お役に立ちましたか？		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①役に立った。 → 質問3へ		12	100%	11	92%	15	100%	3	100%	9	90%	11	100%	61	97%
②役に立たなかった。 → 質問4へ		0	0%	1	8%	0	0%	0	0%	1	10%	0	0%	2	3%
③無回答		1		2		3		0		1		0		7	
3 このWebサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？ 内容又はコンテンツ名をご記入ください。		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
回答数(具体的な意見は、別紙に記載) → 質問4へ		10	83%	11	100%	12	80%	2	67%	5	56%	11	100%	51	84%
4 どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？ ご意見をご記入ください。		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
回答数(具体的な意見は、別紙に記載) → 質問5へ		1	8%	1	8%	2	13%	0	0%	0	0%	2	18%	6	10%
5 「保安専門技術者向けメールマガジン」を受信されていますか？		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
①している → アンケート終了		7	25%	10	50%	12	48%	0	0%	6	30%	6	26%	41	32%
②していない。又は知らない。 → 質問6へ		20	71%	9	45%	10	40%	10	83%	14	70%	14	61%	77	60%
③無回答		1	4%	1	5%	3	12%	2	17%	0	0%	3	13%	10	8%
講習会場別修了者数 【修了者数(延べ)】		29	【42】	20	【26】	27	【45】	12	【20】	20	【53】	23	【27】	131(*2)	【213】

*1) 回答者数(重複除く)：2種類以上の講習を受講した場合、同じアンケートに回答することになるため、同一受講者には、回答を求めない又は回答を除く。

*2) 実修了者数：129名【2種類以上の講習を異なる会場に跨がって受講した修了者(2名)を講習会場別修了者の合計(131名)から除いた数】

※パーセンテージの算出において小数点以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。

平成30年度
保安専門技術者養成講習
講習アンケート調査票
【 情報提供に関するものについて 】
(結果：意見記入欄)

3. このWebサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？
内容又はコンテンツ名をご記入ください。

- ◆ 受講者歴
- ◆ どのコンテンツというより、社員教育に活用できた
- ◆ どれということはないが、情報収集として見ている
- ◆ 動画がついているコンテンツ
- ◆ 学習サイト
- ◆ 全体的に活用している（新人研修で使っている）
- ◆ 法律の内容確認等
- ◆ 各種テキスト類
- ◆ 保安教育に使った
- ◆ 点検・調査について
- ◆ 学習プログラム
- ◆ 動画・事故事例
- ◆ 資料のダウンロード
- ◆ 供給設備の点検
- ◆ 特にどの内容ということではなく、知識として役に立つ
- ◆ 保安指導事業用テキスト
- ◆ ビデオ資料
- ◆ 知って得する豆知識
- ◆ ビデオ資料等の参考資料
- ◆ 事故事例
- ◆ 学習
- ◆ テキスト
- ◆ 保安業務ガイド、安全機器の説明
- ◆ 周知ビデオ
- ◆ 講習用テキスト
- ◆ 保安業務ガイド
- ◆ 保安教育用資料
- ◆ 動画が有効
- ◆ 学習プログラムの動画
- ◆ パンフレットやテキスト
- ◆ 各テキスト
- ◆ 講習用テキスト
- ◆ すべて（週に1回程度チェック）
- ◆ ビデオ、周知チラシ
- ◆ 保安業務
- ◆ 保安
- ◆ 点検に関する内容
- ◆ 保安内容
- ◆ ビデオ資料
- ◆ 法手続き、役割と責務
- ◆ ヒヤリハット
- ◆ 事故事例
- ◆ 地域保安指導事業用テキスト
- ◆ 保安専門技術者研修テキスト
- ◆ BBS、メールマガジン
- ◆ 充填作業時の講師をしているので、バルクローリー・バルク貯槽の解説シリーズが特に役に立った
- ◆ 事故事例、法改正、新情報
- ◆ 動画など紹介出来るので、参考になる
- ◆ テキスト、資料のダウンロード
- ◆ 法令関係、テキスト関係
- ◆ 今年度は見る余裕が無かったので、見ていない
- ◆ 災害対策マニュアル

4. どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？
ご意見をご記入ください。

- ◆ 事業所の保安教育で使いたい（事業所は紙で資料を作ることが多いので）
- ◆ 講習会等で使用している
- ◆ 古いビデオ資料を新しくしてほしい
- ◆ テキスト
- ◆ ビデオ等（講習用として）配布下さい
- ◆ 現状では良いと思う
- ◆ 重大事故の原因、分析

以上

保安専門技術者向けメールマガジンの配信状況

平成30年度 保安専門技術者向けメールマガジン配信状況

配信年月 (配信件数)	Vol.	題 名	執 筆 者 等	
			所 属	氏 名
2018.11 (942)	第121号	■平成30年度液化石油ガス法に基づく立入検査等の結果（第1四半期分）について		
		■平成29年度の保安専門技術者証の交付について（お知らせ）		
		■平成30年度の保安専門技術者養成講習について（お知らせ）		
		■地域保安指導事業用等テキスト（平成30年度版）について		
		■LPガス災害対策マニュアル（平成30年度版）について		
		■金属フレキシブルホースのパンフレットの発行について	（一社）日本エルピーガス供給機器工業会	
		■ガス燃焼機器に関するQ&A	（一社）日本ガス石油機器工業会	
		■全国LPガス協会公式WebサイトのURLが変更	（一社）全国LPガス協会	
		■液化石油ガス法令検索システムの更新について<お知らせ>		
		■<参考>LPガスによる事故発生状況について<<NEW>>		
		■<参考>製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集（第33次改訂版）の発行について		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について<<NEW>>		
		■技術基準（KHKS）の追補等の発行について		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<コンテンツ等のお知らせ>		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<「専門技術者ページ」について>		
2018.12 (941)	第122号	■平成30年度液化石油ガス法に基づく立入検査等の結果（第2四半期分）について		
		■液化石油ガス法令の改正動向について		
		■充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難は、C2級事故		
		■平成30年度LPガス消費者保安推進大会について		
		【保安功績者表彰の受賞者からコメントをいただきました】		
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（14）		
		■ガス放出防止型高圧ホースの設置について		
		■備えあれば憂いなし！もっと知ってほしいガスメーターのこと		
		■LPガス機器の安全チェックリスト		
		■メール配信サービス「KHK-Friends」について		
		■<参考>LPガスによる事故発生状況について		
		■<参考>製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集（第33次改訂版）の発行について		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（KHKS）の追補等の発行について		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<コンテンツ等のお知らせ>		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<「専門技術者ページ」について>		
2019.01 (943)	第123号	■平成30年度 保安専門技術者養成講習について（結果報告）		
		■平成30年度 法令指導講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成30年度 保安業務指導講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成30年度 CO中毒事故防止技術講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成30年度 LPガス災害対策講習を終えて（アンケート結果）		
		■新版リーフレット「LPガスのある暮らし」	（一社）エルピーガス振興センター	
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（15）	高圧ガス保安協会	山川 雅美
		■液化石油ガス法規集（第34次改訂版）の発行について<<NEW>>		
		■LPガスによる事故発生状況について		
		■<参考>事故・トラブル情報について		
		■<参考>製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（KHKS）の追補等の発行について		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<コンテンツ等のお知らせ>		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<「専門技術者ページ」について>		
2019.02 (943)	第124号	■平成30年度 保安専門技術者養成講習を終えて（講師からの提言）		
		①法令指導講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	吉本 正樹
		②保安業務指導講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	石郷岡 正明
		③CO中毒事故防止技術講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	福澤 清
		④LPガス災害対策講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	飯田 正史
		■容器流出防止措置指針の改定について	日本LPガス団体協議会	
		■地震の備えと避難所等で・・・パンフレットの紹介	（一社）香川県LPガス協会	
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（16）		山川 雅美
		■LPガス安全委員会が支援する保安活動レポート		
		■LPガスによる事故発生状況について		
		■<参考>事故・トラブル情報について		
		■<参考>製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（KHKS）の追補等の発行について		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<コンテンツ等のお知らせ>		
		■LPガス保安技術者向けWebサイト<「専門技術者ページ」について>		

2019.03 (943)	第125号	■平成30年度の保安専門技術者証の発行について（お知らせ）		
		■ＬＰガス保安専門技術者向けＷｅｂサイトの更新について		
		①法令検索システムの更新		
		②自習用講習ビデオの掲載（地域保安指導）の掲載		
		③保安行政動向、法令改正動向、事故関連情報のページ改修		
		■住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について	経済産業省	
		■建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について	経済産業省	
		■平成30年度液化石油ガス法に基づく立入検査等の結果（第3四半期分）について	経済産業省	
		■平成31年度版保安啓発リーフレット	安全委員会	
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		

**自主保安活動チェックシートの提出
及び
L P ガス消費者保安功績者表彰実施要領**

平成 30 年度

経済産業省・L P ガス安全委員会

(一社)全国 L P ガス協会・都道府県 L P ガス協会

自主保安活動チェックシートの提出及び
平成30年度LPガス消費者保安功績者表彰について

平成30年5月

平成30年度より新たな保安対策として「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」が3年計画で始まりました。その全国統一の実施目標に掲げた重大事故（B級以上の事故）ゼロ及びCO中毒事故ゼロの達成を目指していくために、都道府県協会とLPガス販売事業者が連携を密に地域性を踏まえ、全国一斉の展開を行っているところです。

なお、LPガス事故件数については、平成29年（1～12月）の事故件数が速報値で185件と微増しましたが、B級事故は0件、傷者50人、死者数は0人でしたが、依然として事故が発生しています。

このような状況等を踏まえ、自主保安活動の取組みが一層重要となってきたことから、標記チェックシートによる自己診断の更なる推進を図ることとしています。チェックシートの自己診断結果により、項目ごとの強い点の一層の向上と弱い点の改善等を図り、今後の事故防止対策につなげていただきますようよろしくお願いします。

なお、実施要領には記載されておりませんが、経済産業省より、技術総括・保安審議官表彰の受賞歴が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点の対象となります。また、LPガス販売事業者1社あたり申告事業所数は3事業所までとするの方針が示されています。

また、従来どおり、受賞者には店頭用ステッカー、車両用ステッカー等のデータが配布されます。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

① 「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙1（青色の用紙）の2ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙2（黄色の用紙）に記載して、別紙2（黄色の用紙）を所属の都道府県LPガス協会にご送付ください。

② 平成30年度LPガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、申告書の評価項目の総合点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等（過去の受賞業者含む）におかれましては、別紙1（青色の用紙）を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。

* なお、上記①及び②については、いずれも平成30年4月30日現在の状況等をご記入ください。

平成30年度保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告の主な注意事項

- 本年4月30日現在の状況等により申告。
- 販売事業所単位で申告可。
 - ・同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていなければ申告可
 - ・同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていなければ申告可
- 1販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が3事業所まで。
- 連続受賞が可能。
- 技術総括・保安審議官表彰の受賞歴が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象。
- 自己採点結果75点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。
- 技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果90点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会会長表彰、LPガス安全委員会会長表彰となります。
- Ⅰ.保安方針、No.2③集中監視システムの導入、No.3③定期交換の管理、Ⅱ.保安管理体制、No.4②他工事業者による事故防止対策については近年の状況を踏まえ配点等が変更となっております。

以上

平成30年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領
(技術総括・保安審議官表彰、高圧ガス保安協会長表彰、LPガス安全委員会長表彰)

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

記

1. 表彰実施日 平成30年10月25日(木)
2. 表彰式会場 如水会館（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）
本会場において開催される「LPガス消費者保安推進大会」において表彰する。
3. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）
表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。
 - (1) 保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰
一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。
ただし、同一年度における高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。
 - ① 保安方針
保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。
 - ② 保安管理体制
資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。
 - ③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）
自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。
 - (2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰
次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあつては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあつては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。
 - ① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。
 - ② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。
 - ③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。
 - ④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。
 - ⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
 - ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（3）上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。

4. 被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

① 技術総括・保安審議官表彰

上記3（1）、（2）、（3）を合わせて20者以内

② 高圧ガス保安協会長表彰

未定（昨年度は上記3（1）は50者以内、（2）は15者以内）

③ LPガス安全委員会長表彰

未定（昨年度は上記3（1）は70者以内、（2）は30者以内）

5. 被表彰者の推薦の基準及び方法

（1）保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

- ① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙1「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年4月30日時点を基準とする。

- ② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ 経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあつては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ 各都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県LPガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

二

- a 日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

- b 監督部及び都道府県は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

日液協、地域液協、各都道府県LPガス協会は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、別紙3「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙4「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」(以下「評価・意見書」という。)を作成した上で、次の①から④までの方法により提出する。(別紙3及び別紙4は添付していません。)

なお、日液協、地域液協及び各都道府県LPガス協会以外の推薦者は、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

- ① 日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。
- ② 各監督部は、地域液協と協議した上で提出する。この場合において、各監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ③ 地域液協のない監督部等は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ④ 各都道府県は、各都道府県LPガス協会と協議した上で提出する。この場合において、各都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

- (3) 3.(3)に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙3又は4に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

6. 申告書の提出期限

別表のとおり

7. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、5.の推薦のあったものについて別紙5「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局商務流通保安グループで審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本省は(1)の結果、被表彰者を決定した場合は、各監督部、各都道府県、日液協及び一般社団法人全国LPガス協会に通知する。LPガス安全委員会は、当該決定を各都道府県LPガス協会に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第1 「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰
保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、受賞を希望し、評価項目の総合点数が90点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

- ① 過去5年間に行政の立入検査（液石法第83条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。
- ② 過去5年から10年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。
- ③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。
- ④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。
- ⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

2. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（1）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（2）により審査を行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。
- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

(2) 保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

- ① 保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)
- ② 保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去3年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。
- ③ 保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)
- ④ 保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第2 実施要領4.(3)に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

別表

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

被表彰者	被表彰者の推薦		推薦の期限	
	提出先	評価・意見書の提出期限	推薦者等	本省への評価・意見書の提出期限
本省が所管する販売事業者等	日液協	8月3日	日液協	8月24日
日液協が推薦する保安功労者				
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等	地域液協	8月3日	監督部【 】は、監督部への提出期限	8月31日 【8月24日】
地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等	監督部	8月3日	監督部	8月31日
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				8月31日
都道府県が所管する販売事業者等	都道府県LPGガス協会	7月20日	都道府県《 》は、都道府県への提出期限	8月31日 《8月10日》 【8月24日】
都道府県エルピーガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			【 】は、監督部への推薦期限	
地域液協及び都道府県LPGガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			都道府県と協議する推薦者《 》は、都道府県への提出期限	
			監督部と協議する推薦者【 】は、監督部への提出期限	8月24日 【8月3日】
			本省と協議する推薦者	8月24日
実施要領4.(3)に該当する個人、企業又は団体				8月24日

各項目について記載漏れがないことを確認。
 (ただし、「8.」～「11」については該当がなければ記入不要です。)
**※自己採点結果90点以上で審議官表彰を希望する場合は、左に
 「審議官表彰希望」と記入してください。**

別紙1

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
 販売事業者の各事業所表彰申告書
 (4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
 ※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
 ※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
 資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地：〒 _____
 *電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
 (最終立入検査年月日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
 (発生年月日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液石法違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名

※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 （計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。） （実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。） （検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。）	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					

No. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
③ 集中監視システムの導入	導入率70%以上かつ第一号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率70%以上		2点		
	導入率50%以上70%未満かつ第二号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率30%以上70%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでの安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでのガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器の定期交換	I類; S型は製造年月から10年、II類; N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。 (集合住宅等については一施設一台とする。)	I類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
		II類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$			
② 高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年、II類; N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。	I類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
		II類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$			
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでの「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
		合 計	34点	点	

項目ごとの合計を確認。(以下同じ)

Ⅱ. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		3点	点	3点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	経済産業省が実施する地域保安指導事業等、各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = 液石法の販売事業に係る従事者数(*2) *1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点		
No. 2 設備工事					
① 配管図面の保管	法定の保存期間（5年間）を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	点	2点又は0点
No. 4 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	3点	点	3点又は0点
合 計			31点	点	

Ⅲ. 保安業務 （法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
N o . 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
N o . 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 （例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。）		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 （例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。）		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力を努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
		合 計	23点	点	-

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型 高圧ホース又は ガス放出防止器 の設置 (マイコンメー タの遮断機能と バルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。 設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下		2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
② 容器への鎖又は ベルトの2本取 付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施 又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、 災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを行っている。		2点	点	2点又は0点
		合 計	12点	点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

- * 自己採点の結果、総合計点数にかかわらず、各項目の点数、総合計等の内容を別紙2（黄色の用紙）に記載のうえ、所属の都道府県LPガス協会に提出をお願いいたします。
- * 総合計点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした場合は別紙1（青色の用紙）を、別表に記載の提出先及び期限内に申告をお願いいたします。（その際は次ページの内容もご記入下さい）

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について：

②安全装置の設置について：

③消費者啓発について：

④その他：

計画の概要を項目ごとに記入。

実行

実行の概要を記入。

検討・評価

検討・評価の概要を記入。

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

参考：受賞者に配布したステッカー等(平成29年度に配布したもの)

保安優良LPガス販売事業者
保安優良LPガス販売事業所
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官表彰(目録)

(受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。)

- ◎車両用ステッカー(サイズ:約34×13cm) マグネット仕様……………2枚
※受賞店名が入ります。



- ◎店内用ステッカー(サイズ:約20×18cm)
アートタック紙+PP貼り仕様……………1シート(2枚入り)
※受賞店名が入ります。



- ◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM
(Adobe Illustrator CS4 で作成)……………1枚
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの
印刷会社へお持ちし、作成する枚数など
をご相談ください。



**保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書**
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
 ※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
 ※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
 資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地：〒 _____
 *電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
 (最終立入検査年月日：平成 年 月 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
 (発生年月日：平成 年 月 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県エルピーガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液石法違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はここに書きで事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					

No. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	導入率70%以上かつ第一号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率70%以上		2点		
	導入率50%以上70%未満かつ第二号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率30%以上70%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここである安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここであるガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器の定期交換	I類; S型は製造年月から10年、II類; N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。 (集合住宅等については一施設一台とする。)	I類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
		II類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$			
② 高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年、II類; N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。	I類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
		II類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$			
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここである「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			34点	点	

Ⅱ. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		3点	点	3点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	経済産業省が実施する地域保安指導事業等、各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = 液石法の販売事業に係る従事者数(*2)	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	2点		
No. 2 設備工事					
① 配管図面の保管	法定の保存期間（5年間）を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	点	2点又は0点
No. 4 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	3点	点	3点又は0点
		合 計	31点	点	

Ⅲ. 保安業務 （法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
N o . 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
N o . 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 （例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。）		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 （例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。）		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力を努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
		合 計	23点	点	-

Ⅳ. 自然災害対策 （災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型 高圧ホース又は ガス放出防止器 の設置 (マイコンメー タの遮断機能と バルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。 設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下		2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
② 容器への鎖又は ベルトの2本取 付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施 又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、 災害対策指針等 の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを行っている。		2点	点	2点又は0点
		合 計	12点	点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

保安活動概要の記入用紙

計画 ①保安教育について： ②安全装置の設置について： ③消費者啓発について： ④その他：
実行
検討・評価

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

別紙2

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（平成30年4月30日現在）

申告書

販売事業所名	
担当部署名、ご担当者名	
連絡先（電話番号）	

Ⅰ. 保安方針			得点	備考
№. 1 保安体制・責任と権限の明確化				
① 保安確保の目標管理	計画		点	2点又は0点
	実行		点	2点又は0点
	検討・評価		点	2点又は0点
№. 2 安全機器等の設置の取組				
① ガス警報器	設置推進		点	2点又は0点
	設置率		点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進		点	2点又は0点
	設置率		点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進		点	2点又は0点
	導入率等		点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ			点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置			点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等			点	2点又は0点
№. 3 予防保全（期限管理）				
① 調整器の定期交換			点	3点又は0点
② 高低圧ホースの定期交換			点	3点又は0点
③ 定期交換の管理			点	2点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃			点	2点又は0点
合計			点	
Ⅱ. 保安管理体制				
№. 1 保安教育・資格取得				
① 保安教育の実施	体制整備等		点	3点又は0点
	技術力向上指導		点	3点又は0点
	保安講習会参加		点	2点又は0点
② 従事者の資格取得状況			点	3点、2点又は0点
№. 2 設備工事				
配管図面の保管			点	3点又は0点
№. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策				
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動			点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動			点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換			点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知			点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置			点	2点又は0点
№. 4 埋設管の管理				
① 経年埋設管の交換			点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策			点	3点又は0点
合計			点	
Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）				
№. 1 自主的な保安高度化の取組				
① 法定期間内における供給設備点検頻度			点	3点、1点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度			点	3点、1点又は0点
③ メータの異常表示の確認			点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査			点	3点又は0点
№. 2 消費者保安啓発活動				
① 消費者への保安啓発活動			点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動			点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動			点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応			点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力			点	2点又は0点
合計			点	
Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）				
項目			得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進		点	2点又は0点
	設置率		点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの2本取付け			点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加			点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等			点	2点又は0点
合計			点	
総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）				
			点	—

液化石油ガス法令検索システム

▼液化石油ガス法令検索システム トップページ

▼液化石油ガス法令検索システムの範囲

▼新旧対照表

〔省令〕 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

(平成 9 年 3 月 1 0 日通商産業省令第 1 1 号)

○平成 3 0 年 3 月 3 0 日 経済産業省令第 1 8 号

○平成 3 0 年 7 月 6 日 経済産業省令第 4 3 号

○平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日 経済産業省令第 6 2 号

○平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日 経済産業省令第 6 5 号

液化石油ガス法令検索システム

● HOME ● 検索システムについて



法律

政令

省令

告示

通達

例示基準

カテゴリ 検索文字列

液化石油ガス法令検索システムの利用にあたっての注意事項

- ▼ このシステムにおける法令の内容は、平成30年12月31日現在のもので編集しました。
- ▼ このシステムにおける法令の内容は、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込ます等により整備を行っておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
- ▼ 「経済産業省」及び「高圧ガス保安協会」は、このシステムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。

LP 法令検索システムの範囲

LP 法令検索システムの構築範囲は、以下に掲げる法令とし、電子データ化した当該法令を用い、LP 法令に係る施行規則、告示、例示基準、通達及び関係法令について関連する条文等を電子計算機上において相互にリンクさせてLP 法令等の閲覧が可能な機能、任意の語彙を入力し、当該語彙が含まれる法令条文等検索させ、その結果を表示させる機能を有するものとした。

[法律]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日 法律第149号）

[政令]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年2月7日 政令第14号）

[省令]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日 通商産業省令第11号）

[告示]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件（平成9年3月13日 通商産業省告示第119号）
- ・ 充てん作業者講習規程を定める件（平成9年3月13日 通商産業省告示第120号）
- ・ 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年3月13日 通商産業省告示第121号）
- ・ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日 通商産業省告示第122号）
- ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日 通商産業省告示第123号）
- ・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成9年3月17日 通商産業省告示第127号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき容器を屋外におくことが著しく困難な場合を定める件（平成9年3月25日 通商産業省告示第142号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件（平成19年3月13日 経済産業省告示第65号）

[通達]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付 43化第151号）
- ・ 保安機関の認定について（平成9年4月1日付 平成09・03・31立局第78号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付 平成09・03・17資庁第1号）
- ・ 既に書面を交付した一般消費者等に対する書面の再交付について（平成9年3月19日付 資源エネルギー庁石油部流通課長通達）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について（平成9年4月1日付 9保安第22号）
- ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第11条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成9年4月1日付 9保安第26号）
- ・ 液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について（平成18年12月27日付 平成18・12・26原院第5号）
- ・ 強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について（平成19年3月13日付 平成19・02・26原院第1号）

[例示基準]

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成14年12月27日 平成14・11・26原院第6号）（別添「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準」を含む。）

以上

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）新旧対照表

【平成30年3月30日 経済産業省令第18号】

改 正 後		改 正 前
(定義) 第一条 [略] 2 [略] 一 ～ 五 [略] 六 [略] イ ～ ハ [略] ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第百六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第百六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、<u>同条第二十七項</u>の地域活動支援センター若しくは<u>同条第二十八項</u>の福祉ホームであって、収容定員二十人以上のもの ホ ～ チ [略] 七 ～ 一二 [略]		(定義) 第一条 [略] 2 [略] 一 ～ 五 [略] 六 [略] イ ～ ハ [略] ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第百六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第百六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、<u>同条第二十五項</u>の地域活動支援センター若しくは<u>同条第二十六項</u>の福祉ホームであって、収容定員二十人以上のもの ホ ～ チ [略] 七 ～ 一二 [略]

附則〔平成三十年三月三十日 省令第18号〕

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（同法第二条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一

項を加える改定並びに附則第十条及び第十一条の規定を除く。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。	
---	--

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）新旧対照表

【平成30年7月6日 経済産業省令第42号】

改正後	改正前
(試験委員) 第二百二十七条 [略] 一 [略] 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。）であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの 三・四 [略] <u>附則（平成三十年七月六日 経済産業省令第四十二号）</u> <u>この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</u>	(試験委員) 第二百二十七条 [略] 一 [略] 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの 三・四 [略]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）新旧対照表

【平成30年11月14日 経済産業省令第62号】

改 正 後	改 正 前
(特定供給設備の技術上の基準) 第五十三条 〔略〕 一 〔略〕 二 貯槽は、次に定める基準に適合すること イ ～ ウ 〔略〕 ホ 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）、受入管及び供給管（液化石油ガス（液化の液化石油ガス（法第二条第一項に規定する液化石油ガスをいう。次条第二号チにおいて同じ。）が通る地盤面上の配管（外径四十ミリメートル以上のものに限る。次条第二管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。次条第二弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止号チにおいて同じ。）であって、貯槽から地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。次条第二号チにおいて同じ。）までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。 （バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準） 第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。 イ ～ ト 〔略〕 チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。 (1)～(5) 〔略〕 (6) バルク貯槽、受入管及び供給管（液状の液化石油ガスが通る地盤面上の配管であつて、バルク貯槽から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。	(特定供給設備の技術上の基準) 第五十三条 〔略〕 一 〔略〕 二 貯槽は、次に定める基準に適合すること イ ～ ウ 〔略〕 ホ 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。）、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたとしたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。 （バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準） 第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。 イ ～ ト 〔略〕 チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。 (1)～(5) 〔略〕 (6) バルク貯槽、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法

(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。)、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。)によることができる。	
三・四 [略]	
別表第二 (第六十二条関係)	
検査項目 一 ～ 三十四 [略]	完成検査の方法 一 ～ 三十四 [略]
三十五 第五十三条第二号 中の耐震設計構造物の耐震に関する性能	三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視、図面及び記録により検査する。
三十六 ～ 五十四 [略] 備考 [略]	三十六 ～ 五十四 [略]
別表第三 (第六十二条関係)	
検査項目 一 ～ 七十一 [略]	完成検査の方法 一 ～ 七十一 [略]
七十二 第五十四条第二号 チ(6)の耐震設計構造物の耐震に関する性能	七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視、図面及び記録により検査する。
備考 [略]	
附則 (平成三十年十一月十四日 経済産業省令第六十二号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に	

(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。)、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。)によることができる。	
三・四 [略]	
別表第二 (第六十二条関係)	
検査項目 一 ～ 三十四 [略]	完成検査の方法 一 ～ 三十四 [略]
三十五 第五十三条第二号 中の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	三十五 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。
三十六 ～ 五十四 [略] 備考 [略]	三十六 ～ 五十四 [略]
別表第三 (第六十二条関係)	
検査項目 一 ～ 七十一 [略]	完成検査の方法 一 ～ 七十一 [略]
七十二 第五十四条第二号 チ(6)の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	七十二 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。
備考 [略]	

着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の二第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることができる。

改正後

様式第44（第81条関係）

×	整	理	番	号
×	審	査	結	果
×	受	理	年	月
×	登	録	番	号

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名 ㊤

法人にあってはその法人番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本地の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、
完成検査の検査年月日）及び充てん設備保安検査証の検査番号

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること
4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

改正前

様式第44（第81条関係）

×	整	理	番	号
×	審	査	結	果
×	受	理	年	月
×	登	録	番	号

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名 ㊤

〔新規〕

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本地の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
〔新規〕
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

改正後

様式第 4 5（第 8 1 条関係）

充てん設備保安検査証

氏名又は名称	
充てん設備の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
保安検査の検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年 月 日

都道府県知事 ㊤

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。
2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 8 1 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

改正前

様式第 4 5（第 8 1 条関係）

充てん設備保安検査証

氏名又は名称	
充てん設備の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年 月 日

都道府県知事 ㊤

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。

改正後

様式第46（第82条関係）

×整理番号	×受理年月日	年	月	日

充てん設備保安検査受検届書

都道府県知事 殿

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名 ⑥

法人にあつてはその法人番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書
きの規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本地の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び保安検査の検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關
する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日があ
る場合は当該年月日を記載すること。
4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、
署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものと
する。

改正前

様式第46（第82条関係）

×整理番号	×受理年月日	年	月	日

充てん設備保安検査受検届書

都道府県知事 殿

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名 ⑥

〔新設〕

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書
きの規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本地の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
〔新設〕
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、
署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものと
する。

【平成30年11月19日 経済産業省令第65号】

改 正 後	改 正 前																				
(保安業務区分) 第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務区分は、次の表のとおりとする。務区分は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">保安業務区分の名称</th><th>保安業務の内容</th></tr><tr><td>一 ～ 三 [略]</td><td rowspan="4">定期消費設備調査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>四</td><td>第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条三号並びに第四号に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務</td></tr><tr><td>五 ～ 七 [略]</td><td>[略]</td></tr></table>	保安業務区分の名称		保安業務の内容	一 ～ 三 [略]	定期消費設備調査	[略]	四	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、 同条三号 並びに 第四号 に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務	五 ～ 七 [略]	[略]	(保安業務区分) 第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務区分は、次の表のとおりとする。務区分は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">保安業務区分の名称</th><th>保安業務の内容</th></tr><tr><td>一 ～ 三 [略]</td><td rowspan="4">定期消費設備調査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>四</td><td>第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務</td></tr><tr><td>五 ～ 七 [略]</td><td>[略]</td></tr></table>	保安業務区分の名称		保安業務の内容	一 ～ 三 [略]	定期消費設備調査	[略]	四	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、 同条二号 並びに 第三号 に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務	五 ～ 七 [略]	[略]
保安業務区分の名称		保安業務の内容																			
一 ～ 三 [略]	定期消費設備調査	[略]																			
四		第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、 同条三号 並びに 第四号 に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務																			
五 ～ 七 [略]		[略]																			
保安業務区分の名称		保安業務の内容																			
一 ～ 三 [略]	定期消費設備調査	[略]																			
四		第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、 同条二号 並びに 第三号 に掲げる事項に係る調査を行う業務行う業務																			
五 ～ 七 [略]		[略]																			
(充てん設備の保安検査) 第八十一条 [略] 2 前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日から一年を経過した日（以下この項において「基準日」という。）の前後一ヶ月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす。 3 法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日（前項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止充てん設備にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 4 [略] (協会等が行う保安検査の申請等) 第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を		(充てん設備の保安検査) 第八十一条 [略] [新設] 2 前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（休止充てん設備にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 3 [略] (協会等が行う保安検査の申請等) 第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用																			

管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。 <u>附則（平成三十年十一月十九日 経済産業省令第六五号）</u> <u>この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。</u>	の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。
様式第44（第81条関係） [別紙参照]	様式第44（第81条関係） [略]
様式第45（第81条関係） [別紙参照]	様式第45（第81条関係） [略]
様式第46（第82条関係） [別紙参照]	様式第46（第82条関係） [略]

改修したW e b ページ

▼地域保安指導事業で作成したビデオ映像を掲載したW e b ページ

<http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/index.html>

▼W e b サイトに係るその他のページ改修

①保安行政動向 (<http://www.lpgpro.go.jp/guest/admin/index.html>)

②法令等改正 (<http://www.lpgpro.go.jp/guest/law/index.html>)

③事故関連情報 (<http://www.lpgpro.go.jp/guest/acc/index.html>)

保安業務指導講習の動画を掲載したWebページ

[illegible]

Webサイトに係るその他のページ改修等

①保安行政動向 (http://www.lpgpro.go.jp/guest/admin/index.html)

改修後

経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業

高圧ガス保安協会 ▶このサイトについて

ID・パスワードの発行はこちら

検索

LPガス保安技術者向けWebサイト

保安行政動向

Home

保安行政動向

法令等改正

事故関連情報

地域保安指導事業関係テキスト

保安専門技術者研修テキスト

学習プログラム

事故事例研究

安全機器類の原理・構造等

パンフレット

参考資料

ビデオ資料

講習事業等業務連絡

知って得する豆知識

全国のLPガス協会の紹介

リンク

新着情報【経済産業省】

注意喚起【経済産業省】
◆入入検査等の結果について ◆事故等を契機に実施した調査について

保安対策指針【経済産業省】

過去の保安対策指針【経済産業省】

過去の保安行政一覧

▶このホームページの役割を述べ

▶利用規約

PDFファイルをご覧になるには
こちらから最新版のAdobe Readerを
ダウンロードしてください。

Copyright (C) 2003-2015 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

改修前

経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業

高圧ガス保安協会 ▶このサイトについて

サイトマップ

検索

LPガス保安技術者向けWebサイト

保安行政動向

Home

保安行政動向

法令等改正

事故関連情報

地域保安指導事業関係テキスト

保安専門技術者研修テキスト

学習プログラム

事故事例研究

安全機器類の原理・構造等

パンフレット

参考資料

ビデオ資料

講習事業等業務連絡

知って得する豆知識

全国のLPガス協会の紹介

リンク

2015.10.01 平成27年度LPガス消費者保安月間

2015.06.26 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について (20150529閣内第6号)

2014.07.16 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について (要綱)

戻る

過去の保安行政一覧

▶このホームページの役割を述べ

▶利用規約

PDFファイルをご覧になるには
こちらから最新版のAdobe Readerを
ダウンロードしてください。

Copyright (C) 2003-2015 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

②法令等改正 (<http://www.lpgpro.go.jp/guest/law/index.html>)

改修後

高圧ガス保安協会 ● ID・パスワードの発行はこちら ● サイトマップ	経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業 LPGガス保安技術者向けWebサイト
検索	
法令改正	Home
法令改正 事故関連情報	保安行政動向 法令改正
地域保安指導業務利用登録テキスト 保安専門技術者研修テキスト	事故原因調査 学習プログラム
安全施設等の設置・構造等 インフラネット	事故事例研究 参考文献
LD・IPGASの発注はこちら ● サイトマップ	LD・IPGASの発注はこちら ● サイトマップ
平成12年～平成19年 平成20年～	平成12年～平成19年 平成20年～
平成12年4月～平成21年4月 平成22年～	平成12年4月～平成21年4月 平成22年～
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係通達等の通知状況	新着情報【経済産業省】
経済産業省の公式Webサイト	法令・関係様式【経済産業省】
平成19（2007）年度以降の改正について【経済産業省】	リンク
このホームページのお問い合わせ	全国のLPGガス協会の紹介
利用規約	知って得する豆知識
PDFファイルをご覧になるには こちらから最新版のAdobe Readerをダウンロードしてご覧ください。	Get Adobe Reader
過去の法令改正一覧	Copyright (C) 2003 - 2015 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

改修前

[illegible]

改修後

経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業

LPガス保安技術者向けWebサイト

LPガス保安協会

このサイトについて

ID・パスワードの発行はこちら

検索

事故関連情報

Home

保安行政動向

法令等改正

事故関連情報

地域保安指導事例等テキスト

保安専門技術者研修テキスト

学習プログラム

事故事例研究

安全機器類の原理・構造等

パンフレット

参考資料

ビデオ資料

講習事業等実施連絡

知って得る豆知識

全国のLPガス協会の紹介

リンク

新着情報【経済産業省】

事故情報【経済産業省】

ガス事故の発生状況【経済産業省】

事故報告の方法等について【経済産業省】

このホームページの公開について

利用案内

改修前

経済産業省委託事業 保安専門技術者指導等事業

LPガス保安技術者向けWebサイト

LPガス保安協会

このサイトについて

検索

事故関連情報

Home

保安行政動向

法令等改正

事故関連情報

地域保安指導事例等テキスト

保安専門技術者研修テキスト

学習プログラム

事故事例研究

安全機器類の原理・構造等

パンフレット

参考資料

ビデオ資料

講習事業等実施連絡

知って得る豆知識

全国のLPガス協会の紹介

リンク

LPガス一般消費者事故集計表（平成24年12月末現在）【2013.03.22】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査及びこれに契機とした安全・再発防止策について【2013.11.03】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第3回）～執行資料【2009.11.10】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第3回）～議事要旨【2009.11.20】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第2回）～執行資料【2009.9.14】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第2回）～議事要旨【2009.9.4】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第1回）～執行資料【2009.7.9】

山口県における液化石油ガス一般化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会（第1回）～議事要旨【2009.7.8】

山口県美祿（みわ）市の宿泊施設において発生した一般化炭素中毒事故に係る現地調査の結果について【2009.6.8】

山口県美祿市における一般化炭素中毒事故について（第2報）【2009.6.8】

山口県の宿泊施設における一般化炭素中毒事故について【2009.6.4】

ガス消費機器の安全性確保のための措置について【09.08.31】

岐阜県岐阜市で発生したバルク貯蔵安全弁交換に係る事故について（注意喚起）【09.06.19】

バルク貯蔵安全弁交換に係る事故について（注意喚起）【09.07.29】

経産省「脱火事故の防止について」【09.04.28】

このホームページの公開について

利用案内

- 439 -

L P ガス災害対策に係る被災地の現地調査

大阪北部地震・平成30年7月豪雨 現地調査報告書

高圧ガス保安協会

調査日 平成30年8月27日・28日
調査先 (一社) 大阪府LPガス協会
(一社) 広島県LPガス協会
(一社) 岡山県LPガス協会
伊丹産業(株) 本社
調査者 LPガス災害対策講習講師 寺島 善仁、飯田 正史、曾根 孝
事務局 高圧ガス保安協会 築別 菊之進

I. 大阪北部地震調査

平成30年6月18日午前7時58分大阪北部でM6.1最大震度6弱の地震が発生。
震度6弱：大阪市北区、高槻市、枚方市、茨城市、箕面市
震度5強：京都市：亀岡市など18市町村

1. 調査場所 (一社)大阪府LPガス協会

調査日時 平成30年8月27日 9時30分～11時00分
対応者 専務理事 喜多 淳 事務局 天野 智行
調査者 曾根 孝 築別 菊之進

大阪府下の被害状況

大阪府のLPガス世帯は6%台であり大阪北部はほぼ都市ガス世帯が主体であった為、LPガス関係は12件のガス漏れ、2件の給湯器落下の被害だけであった。集中監視センターによる情報では、イワタニ産業系列で1,300戸、伊丹産業系列で2,186件の感震遮断を確認している。

地震震度が大きかった中核充填所(所在地)

京都府	伊丹産業 京都支店	京都府八幡市	震度5強
奈良県	西川燃料	奈良県御所市	震度5弱
大阪府	ホームエネルギー近畿大阪東	大阪府大東市	震度5弱

大阪ガス 供給支障 110,000戸(高槻市 46,000戸、茨木市 64,000戸)
水道関係 高槻市 138,000人に影響
大阪府 15市町村、京都 5市町村、兵庫 3市にも被害が発生

大阪府L Pガス協会の対応 6/18

7:58 1名 協会に到着済。

その後2名 遅れて協会に到着する。出勤時に乗車中の車両が渋滞にはまり、動けなくなり、缶詰、待機の様態となっていた。

当日は、8名中 3名が協会に対応（男性）

その他の職員は、電話連絡等により、安否確認、自宅待機を指示する。

協会から一般会員向け、一斉同報システムを利用し、連絡が取れた。
マイコンメータの復帰も含め全て18日中に復帰は完了した。

大阪府は災害対策本部を立ち上げたが、L Pガス協会への要請・依頼は無かった。大阪府L Pガス協会は、指定地方行政機関に指定されているが、防災（災害対策）会議の委員には就任していない。

まとめ

月曜日の出勤時間帯の地震の発生により、近畿圏の交通機関がすべてストップしたため、災害対策本部となる協会事務所に職員も集まることができなかった。協会独自の災害対策マニュアルにより、緊急時の対応は浸透しているが、実行できない事態も起きる。当該協会は阪神高速道路下の特殊な構造故、協会そのものの耐震についても不安が残る。

今回の地震については被害が少なく、マニュアル通りの対応ができた。

2. 調査場所 伊丹産業株式会社 （兵庫県伊丹市）

調査日時 平成30年8月28日 午後2時～午後5時

対応者 取締役 保安部長 倉津 克典 取締役 総務部長 難波 良二

調査者 寺島 善仁 曾根 孝 飯田 正史 築別 菊之進

伊丹産業の対応

6月18日(月)は、週初めであり監視センターの引継ぎ会議の最中に地震が発生したため、迅速な対応が取れた。

該社のLPガスの供給先は広域であるが、ほとんどの消費者に集中監視システムを導入しているため、地震発生と同時に感震遮断装置が作動し被災した地域から情報が、監視センターに一斉に入ってきた。

そのデータの解析により、地域別の遮断件数が把握できたため、地震の影響があった各支店での迅速な対応を行うことができた。

1) 集中監視システムによる感震遮断装置の作動状況

簡易ガス2団地で収納庫内の感震遮断装置が遮断

供給停止 373戸 当日中に全戸復旧

一般消費者 マイコンメータ感震遮断 2, 186戸 当日中に全戸復旧

尼崎 460 摂津 260 京都 497 門真 248 三田 143 篠山 44 滋賀 52

桜井市 122 舞鶴 2件ほか

当日中に90%は復帰した。

*マイコンメータで復帰操作の周知により消費者自ら復旧、相互監視で確認済

*多くは、電話で復帰操作をお願いした。

*復帰ができない消費者は、直接訪問して復帰した。

2) 全体の被害 充てん所2ヶ所 営業所、消費設備等に被害はない。

*ガス漏れの報告なし。

*容器の転倒等供給設備の被害も報告はなかった。

まとめ

震源地に近い大阪北部のLPガス消費者は少ないが、兵庫県、京都府、奈良県に及ぶ広範囲のマイコンメータが地震により遮断した。

全戸集中監視により遮断情報を瞬時に把握し、営業所ごとの対応も早かった。

日頃からのメーター復帰の周知も行き届いており、電話対応、出動により当日のうちにほぼ全軒の復旧が完了した。ガス放出防止型高圧ホースはほぼ100%設置されていたが、鎖の2重掛けについては未対応であった。災害対応に関しては24年前の阪神淡路大震災の当事者であり意識も高い。

今回は地震の規模は大きかったが、都市ガス中心の地域であり被害も少なく、対応も早かったため、大きな混乱はなかった。

Ⅱ. 平成30年7月豪雨災害調査

6月28日から7月8日頃にかけて西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨が発生。総降水量はところにより四国地方で1,800ミリ、中部地方で1,200ミリ、九州地方で900ミリ、近畿地方で600ミリ、中国地方で500ミリを超えた。気象庁は、今般の豪雨について、その名を「平成30年7月豪雨」と定める。

愛媛県、岡山県にて多くの河川が氾濫、L Pガス容器も推定2,400本流される。

1. 調査場所 (一社)広島県L Pガス協会

調査日時 平成30年8月27日 午後2時30分～午後5時30分
対応者 専務理事 宮崎 栄二 事務局長 荒金 裕司
調査者 寺島 善仁 曾根 孝 飯田 正史 築別 菊之進

広島県被害状況

広島県では7月6日（金）の夜のはじめごろ（18時から21時ごろ）線状降水帯が継続してかかり、19時39分には広島県に大雨特別警報が発表された。土砂災害や浸水害が広い範囲で発生し、今回の豪雨で亡くなった広島県の方は100人を超えている。

広島市、呉市では土砂崩れなどが多発。呉市と広島市や東広島市をつなぐ道路が寸断され、JR呉線も不通となった。



被災地域は、栄、安芸、坂町、尾道、福山と広範囲に広がる

広島県LPガス協会の対応

7/7（土） LPガス協会事務局に於いて3名体制で情報収集に当たる。

7/8（日）17:00 協会長事務局に到着 協会内に災害対策本部を立ち上げる。

広島県LPガス協会の情報の収集・発信・連絡体制について

① 行政等からの情報収集

県、被災市町村等自治体からの情報提供もなく、また県協会から県等に対し情報収集活動を行っていない。

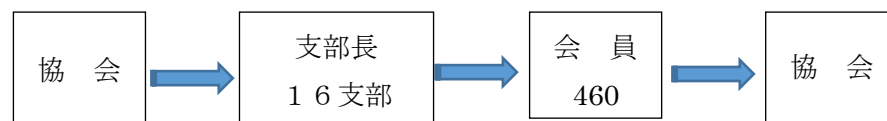
被災状況は、メディア等が流す情報で収集していた。

② 災害対策本部の設置

7月8日（日）午後3時 会長、専務理事、事務局長、男子職員で災害対策本部を設置し被災地等の対応を検討。

情報収集の対応

- 被災状況調査は、調査用紙を支部長にFAXし、支部長から各会員にFAXで配布、会員は調査票を協会に直接FAXで回答するルートで回収



- 7月8日 一部支部が停電のためFAX送信ができず翌日以降になる。

- 回収率 : 8月7日 調査日現在 40%

その他の災害対策の対応なし。

③ 販売店からの自主的な被害報告 第一報

販売店からの第一報はなく、協会として全体の被害状況をつかめていない。回収率を上げるためには、会員の災害に対する意識を向上するとともに、定期的に通報訓練等を実施していく必要がある。

④ 行政等への報告

県、監督部、全L協等への報告は、8月24日に提出された。

しかし、8/24時点で、未確認件数が約1000件あることは課題である。

⑤ 市町村別消費者戸数のデータ活用

協会は、市町村別消費者戸数を調査して、データーとして保有しているが、被災情報を関係機関、団体に発出することができていない

⑥ 災害対策要綱等のマニュアル等の活用

広島県LPガス協会として災害対策要綱、マニュアル等は整備されているが、災害発生時に活用できていない。

⑦ 販売店からの2報、3報

被災した販売店から緊急対応、応急復旧等の進捗状況の報告がないため、終

息宣言がされないまま現在に至っている。

⑧ 指定地方公共機関の指定と活動

指定地方公共機関として県から指定されているが、県防災局からの情報提供もなく、支援要請も無かった。

また協会が県等に対しての情報収集もしていない。平時から行政機関との連携をしておくことが重要であり、今後の課題である。

⑨ 地域協力体制の整備

- ・卸、保安センター、配送センター等の組織、また被災以外の事業所との連携が出来ていなかった。
- ・現地との連絡がうまく取れていないため、本来被災地に設置する現地対策本部の設置要請もできていない。

⑩ 調査結果

協会職員だけで、災害対応をすることはできない。

大きな災害が発生したときは、災害要綱に基づき役職員で災害対策本部を立ち上げ、会長、副会長の職務を励行し、職員がいかにサポート体制を整備するか、その初動体制が重要となる。

特に今回のような、同時多発災害の場合、協会として支援活動を実施するルールを予め作成する必要がある、如何取組むか今後の課題である。

まとめ

宮崎専務及び荒金事務局長から 2 時間半ほど話を聞いたが、報告書等はなく、反省点等の話が主であった。

県内 16 支部のうち、5 支部が被災に会いながら、支部からの特段の動きもなく、防災協定を締結しているのに、各市長村とのやりとりも無かった。

被害報告は、協会本部→支部→販売店→協会本部としたが、支部でまとめることもなく、販売店からの自主報告となり 433 店中報告があったのは半分以上に留まる。被災無しの報告を求めることもせず、災害に対する認識の甘さが垣間見られた。また、流出容器の数も把握できておらず、容器の回収の目途も立っていない（流出本数も何本埋まっているかも不明）ため、終息宣言も出せない。

荒金事務局長は 7 月に赴任したばかりで、支部、会員とのコミュニケーション不足も否めないが、支部の役割を定め活動させるべきと協会自身も認識した。災害時における支部の役割、位置付けを明確にする必要がある。

4 年前にも土砂災害は発生しているが、被災に遭ったのは 1 支部のみであり、今回の教訓とは全くなっていない。

被害報告についてのフォーマットは地震時を想定したもので有り、風水害の被災の解釈等は統一が必要と思われる。全 L 協内でも、報告ルート等も含め検討す

る必要有り。

今回の被災を受け、協会、支部、理事等の意識改革が必要であると感じた。

2. 調査場所 (一社)岡山県LPガス協会

調査日時 平成30年8月28日 午前9時～午前11時30分

対応者 副会長 藤田 尚徳 事務局長 原田 肇

調査者 寺島 善仁 曾根 孝 飯田 正史 築別 菊之進

岡山県の被害状況

岡山県では河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が相次いで発生した。倉敷市真備町では7日朝までに高梁川と支流の小田川などの堤防が決壊し、広範囲が冠水。決壊地点近傍では激しい氾濫流により一部家屋が流失等の被害を受け、市街地では浸水の被害を多く受けた。多くの家屋で浸水深が4～5メートルと2階屋根下まで達した。岡山市東区沼では7日未明に旭川水系の砂川の堤防が決壊し、平島地区付近一帯の住宅2,230棟が浸水。笠岡市茂平では7日朝、自動車部品会社の工場の裏山が崩れて土砂崩れ発生。下原でアルミ工場爆発事故が発生し、高梁市落合町でも6日夜に冠水が発生。

岡山県LPガス協会の対応

- 7/6 前日から雨の降りがひどくなり、当日は第二種販売の検定を行っていたが、遅刻者も出るなどしている中、16時半に災害対策本部を設置。22時4分に備中ガスより、河川が氾濫して容器が流出したと報告有。
- ・7/7 容器流出の確認を備中ガスに電話したが通じず。10時に全農と備北液化ガスより容器流出の報告有。
- ・7/8 全会員へFAXにて被害情報の確認をとる。最終的には9割弱より報告有り。
- ・7/9 容器が流出した3社を集め、緊急対策会議を開催。
- ・7/12 魚連へ流出容器の回収を依頼
- ・7/15 第2回容器回収会議
川と海の回収の目途がたった。但し、中洲にある容器は重機を使用しないと出来ない、木を伐採しないと回収出来ない等の問題が発生。
- ・7/25 真備地区の被災状況を確認。
香川県が回収した流出容器を引取。
- ・7/30 理事会開催 被災状況報告を行う。

岡山県LPガス協会情報の収集・発信・連絡体制

① 行政、販売所等からの情報収集

- ・県、倉敷市等自治体からの情報提供もなく、県協会から県等に情報収集活動をしていない。被災状況は、メディア等が流す情報で収集していた。

- ・ 7月6日高梁川、小田川の河川敷にあったLPガス充填事業所から、浸水が甚大でプラットホーム等から容器が流出したとの通報あり。



② 災害本部の設置

- 7月7日(土) 午前7時災害対策要綱に基づき 専務理事、事務局長、職員で災害対策準備室を設置。
被害が甚大な真備地区の地区長に連絡するが、地区長、副地区長とも公職者で事業所関連の災害対応ができず、情報収集、避難所の対応、緊急点検等の対策をすることができなかった。
倉敷市等から炊出し等支援要請はなかったが、協会の判断で、近隣支部の応援により自主的に炊き出しを実施。
- 7月8日(日) 全会員に被害調査をFAXで実施 (FAXは、全会員に一斉送信ができるよう整備されていた)
回収率 90% 被害状況報告については、毎年1回情報伝達訓練を実施しており、会員の意識も高い。
- 7月9日(月) 災害対策担当 藤田副会長、容器の流出があった充填所3者が集まり、流出容器の回収について協議
対応 : 原則として各事業所で回収に努めることとした。

- ・海に流出した容器の回収は、海運会社に依頼して、日比港から福山沖まで実施したが **回収は無し**。
- ・ホームページ等で流出容器を見かけたら、L P ガス協会まで通報をお願いする旨の記事を掲載。
- ・瀬戸内海に面した L P ガス協会に、海に流出した容器で海流に流され漂着した容器の回収を依頼。
- ・L P ガス容器の流出は、国も大きく捉え、海上浮遊容器の衝突等に関して注意文書を発出。



7 月 1 5 日 流出容器回収作業の進捗状況の会議を開催

回収率 90%

10%は、土砂の中に埋没しているか、海の底か判明し難い。

- ・小田川流域の充填所からの流出容器は、河川敷の灌木等の中に散在していて、河川敷に大型重機が入り復旧作業が進むにつれて回収できた。
- ・高梁川流域の充填所からの流出容器は、激流により海に流され、回収が50%程度にとどまっている。

② 情報収集の対応

- ・被災状況調査は、調査用紙を会員全社に一斉 FAX し配布、会員は調査票を協会に直接 FAX で回答する。回収率 90%
- ・FAX の一斉送信は、数年前から整備し、毎年1回 情報伝達訓練を実施、会員は、情報の発信になれていたため、回収が90%と高率になった。
- ・平時の災害時対応の取組の成果である。通報訓練等を定期的の実施していく事が重要である。

③ 販売店からの自主的な被害報告 第一報

販売店から第一報はなかった。ただし、容器が流出した事業所からは、FAX 等による通報があった。

④ 行政等への報告

全Ｌ協等への報告は、現地調査時（８／７）で提出。

流出容器の回収状況の報告は、国からも求められたが、監督部で調整し簡便に報告ができた。

・協会から具体的な支援要請等はしなかった。

⑤ 市町村別消費者戸数のデータ活用

データーが整備されているが、一部報告書で活用されていたが、災害活動には活用されていない。このデーターを災害時に有効に活用するかが課題。

⑥ 災害対策要綱等のマニュアル等の活用

岡山県ＬＰガス協会として災害対策要綱、マニュアル等は整備されており、７月７日に要綱に基づき、災害準備室を事務局が立ち上げ、情報の収取等活動が始めたが、要綱に定める会長が招集する災害対策本部は設置されず、準備室を運営する事務局の判断で対応。

要綱、マニュアル等の活用が十分されなかった。

⑦ 販売店からの２報、３報

７月１９日、被災した販売店から緊急対応、応急復旧等の進捗状況の報告があり、緊急、応急点検が終了した報告があった。

⑧ 指定地方公共機関の指定と活動

市町村等から支援要請、情報の提供もなかった。また協会としても指定地方公共機関としての組織的活動は、行っていない。

但し、自主的に避難所への炊き出しを行ったが、他人が握ったおにぎり等は食べれないといった人もおり、多くは残ってしまった。

避難者女性の対策として、洗濯した後の衣類の乾燥に衣類乾燥機を設置して支援したが、乾燥機も避難所が火気の使用に難色を示し、十分な活躍はできなかった。

・平時から行政機関との連携をしておくことが重要であり、今後の課題。

⑨ 地域協力体制の整備

・卸、保安センター、配送センター等組織また事業所との連携は、出来ていなかった。

・被災地に設置する現地対策本部の設置要請はしたが、被災地区の役員が公職者で公職が優先され、ＬＰガスの支部長、副支部長の職務が履行できなかった。

・被災地区の事業者の緊急点検、応急点検、復旧については、系列の支援を受けて実施した。７月１９日時点で完了報告を協会に報告している。

応急点検は、設備の外観検査とマイコンメータによるガス漏れ検査、損壊した家屋の一時容器回収、転倒容器の引き起こし等実施し、不在者宅に

は点検済みの通知を置くなどの措置をし、7月25日概ね終了、終息宣言をする。

- ・流出容器の回収を他の県に依頼することに負担を感じた等、災害対策の難しさを痛感した。

⑩ 調査結果

岡山県も広島県と同様同時多発的な災害発生に対して、如何取組むか今後の課題である。

浸水地区の倉敷市真備町は、市町村合併で倉敷市となったが、支部としては、総社支部であり、真備地区の対応は出来なかった。市町村合併により、支部の地区の見直しは必要と思われる。

容器の回収においては、中洲にある容器は重機を使用しないと出来ないとか、木を伐採しないと回収出来ない等の問題が発生した。

まとめ

岡山では、被災がないという認識があり、防災意識が薄かった。今回の被災を受けて、役員全体の役割は無かったか見直しが必要。短時間で終息すると思ったが、長帳場となり、専務理事及び事務局長が7月は休みも無く対応した。事務局サイドから全L等へ応援を求めなかったが、やはり人的応援は必要ではないか。

情報収集の対応については、日頃からの訓練も有り、情報の収集率は高かったが、日液協の会員で、県協に入っていない会社もあり、今後の情報共有の必要性がある。市長村別の消費者データはあるが、活用はされていない。

地震の報告は確定しているが、風水害の被災の定義があいまいな為、具体的には常総水害の後に、水につかった機器の状況を把握する項目等がありそれを集計する必要がある。
全L協内で、報告ルート等も含め検討する必要有り。

ガス放出防止型高圧ホース、容器の二重掛けの導入率もまだまだである。充填所からの大量の容器流出があり、日団協基準等を活用し、**容器流出防止対策**を考える必要がある。

岡山県は、災害がないところと油断があったのかは分からないが、市町村が発行するハザードマップを利用した防災対策ができていなかった。

3. 調査場所 伊丹産業株式会社 （兵庫県伊丹市）

調査日時 平成30年8月28日 午後2時～午後5時

対応者 取締役 保安部長 倉津 克典 取締役 総務部長 難波 良二

調査者 寺島 善仁 曾根 孝 飯田 正史 築別 菊之進

倉敷真備地区に所在する同社支店の豪雨災害の対応調査

倉敷市真備町 倉敷営業所

- ・7/7 倉敷営業所（真備町）が浸水。 自動車の屋根まで水につかり
事務所内も壊滅状態。

対象地区の消費者が1158戸で、建物の存続もあるが要改善戸数は840戸となった。



- ・営業所店内に水が入ってきたため、営業車を少し離れた高台に移動、
そのすぐ後に一気に増水し、営業車を移動した民家に避難した。
- ・営業所内に保管設置する消費者保安台帳ファイル、パソコン等重要な書類、
電子機器等すべてが冠水した。

- ・7/9 社内より応援隊現地入り 兵庫10名 津山3名 応急点検を実施完了。

- ・7/10 社内より応援隊現地入り 高知より数名。

改善を要する設備は、今後消費者と打合せて復旧に努める。

まとめ

- ・広域に普及された集中監視システムは、地震時に有効であるが、豪雨災害では、
電気等ライフラインが寸断されて、集中監視システムが利用できなかった。
一部（30件）警報器が冠水して遮断信号を受信したが、水害では有効に働かない。
- ・事業者が自主基準として定めた災害対策に沿って、緊急、応急点検、復旧活動、
情報収集等がされていた。

- ・津波対策では、兵庫県の充填所、販売所を高台に敢えて移動し対策を完了していたが、岡山県は、災害がないところと油断があったのかは分からないが、市町村が発行するハザードマップを利用した防災対策ができていなかった。
- ・ハザードマップが利用され、災害対策の計画が作成されていれば、重要書類等事業継続がスムーズにできた。
- ・広域販売事業者であり、本社、支店等被害がない事業所から容易に応援要員を派遣でき、応急点検等が迅速にできた。また、被害を最小限にするためにはハザードマップ等の活用で、重要書類、機器等を安全な場所に退避させ、また自身の身の安全を確保することが重要である。
- ・基本データは、クラウドで保管されていたが、書面の交付や点検調査票が水につき、顧客用保管書面はビニール袋から出して乾燥させたが、見えなくなった。

集中監視による情報では、地震時は情報が入るが、水害では通信機器に異常をきたし、データが入手出来ない状況となった。

＊今回の水害を受け、事務所の移転を予定しており、リスク管理の面でも災害対応の早さを痛感した。

総括

- ・大阪北部地震については、L P ガス消費者も少なく地震の規模の割には L P ガス協会、販売事業者に混乱は無かった。
- ・平成 30 年 7 月豪雨については、岡山県の対応と広島県の対応に大差があり協会役員が替わる度に、理事会等に於いて協会ルールの再確認が必要と思われる。全 L 協においても各県の役員交代（専務理事、事務局長）の折には、意思の疎通、協会の役割等を再確認することも必要では無いか。
- ・災害の規模にもよるが、全 L 協、中央連絡会議等のプッシュ支援等も必要と思われる。
- ・情報の収集、災害対策本部の設置、供給設備等の改善、各支部との連携など「L P ガス災害対策マニュアル」の浸透を図ることが重要。

「平成30年7月豪雨災害」に係る被災状況等について

平成30年8月24日
広島県LPガス協会

1. LPガス被災及び復旧状況

(1) LPガス被災状況（供給状況等）：（別紙のとおり）

(2) 復旧（供給再開）状況

○被災家屋で家財の整理等復旧が一定程度完了し、生活が再開されたところについては、LPガスの供給は確保されている。

○現在未完了となっているものは、家屋の倒壊、住居として整理が未だ完了できていない等の家屋であり、居住できる状態になった時点で供給を再開する。

2. 容器の流出等の状況

(1) 容器の流出等の概要については下表のとおり

・「流出有」の報告があった事業者に対し8月24日現在において電話にてヒアリング

○8/24現在で流出等本数は473本、回収本数は380本、未回収本数は93本。

○未回収容器については、一部流出先不明容器があるものの、そのほとんどが土砂による埋没のため回収できていない容器であり、埋没箇所等所在の確認及びバルブ閉止等安全確保が可能な容器については必要な措置が図られており、事業者による監視等管理が行われているとのことである。

○呉市の未確認本数4本については、現地立入ができないため状況確認ができていない本数。

容器の流出等の状況				8月24日現在		
市区町	事業者数	回収済み事業者数	流出本数	未確認本数	回収本数	未回収本数
呉市	12	7	197	4	149	48
尾道市	6	4	44	0	40	4
福山市	9	7	29	0	26	3
東広島市	6	3	60	0	50	10
竹原市	4	3	40	0	38	2
三原市	3	1	13	0	10	3
安芸区	3	2	24	0	23	1
その他	17	10	66	0	44	22
合計	60	37	473	4	380	93

※「市区町」は事業所所在地ベース。また「その他」は世羅町、安佐南区、三次市、庄原市、江田島町、安芸高田市、神石町、東区、佐伯区、安佐北区、西区、南区の小計数。

※流出本数とは流出や埋没等が確認できている本数

※未確認本数とは流出埋没等が推定される本数

3. 販売店の被災状況

(1) 被災の報告があった事業所：17事業所（いずれも営業を再開している）

安芸地区	3	竹原地区	1	尾道地区	1
呉東地区	5	東広島地区	1	三原地区	1
呉地区	1	福山地区	3	備北地区	1

4. 充填所の被災状況

(1) 被災の報告があった事業所：2事業所

・(株)アストモスガスセンター広島福山営業所（福山市御幸町）

・全農広島県本部三次燃料基地（三次市十日市）

5. 仮設住宅へのLPG供給について

市町	建設場所	供給戸数
呉市	呉市天応大浜三丁目地内	約40戸
	呉市安浦町安登西六丁目3番地	約40戸
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目	約50戸
	安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目	約40戸
三原市	三原市沼田西町惣定	約30戸

5

別紙

平成30年8月24日

一般社団法人広島県LPガス協会

L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書

被災及び復旧（供給再開）状況

8月10日現在報告分

被災市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	①被災地における被災前の供給（お客様）件数 (件)	被災状況（①の内訳）			復旧状況（③の内訳）		
			②①のうち被害が無く供給している件数 (件)	③①のうち家屋倒壊・容器転倒によりガス漏れ等の被害があった件数 (件)	①-②+③①のうち被害状況未確認件数 (件)	④③のうち家屋倒壊等により供給ができなくなった件数 (件)	⑤③のうち修復等が完了し供給できるようになった件数 (件)	③-④+⑤③のうち修復等未完了件数 (件)
広島市	5	8,818	8,775	3	40	0	2	1
広島市中区	2	45	45	0	0	0	0	0
広島市東区	10	1,532	1,524	7	1	3	4	0
広島市南区	7	1,377	1,365	10	2	6	2	2
広島市西区	3	14	13	1	0	0	0	1
広島市安佐南区	6	6,782	6,782	0	0	0	0	0
広島市安佐北区	24	10,596	10,477	50	47	9	28	13
広島市安芸区	17	2,145	2,035	24	86	14	6	4
広島市佐伯区	2	2,749	2,749	0	0	0	0	0
呉市	26	22,700	21,208	342	122	121	147	76
竹原市	8	3,669	3,638	30	1	18	11	1
三原市	20	7,898	7,061	265	573	121	13	92
尾道市	22	16,108	16,083	23	2	15	6	2
福山市	42	39,078	39,038	40	0	6	30	4
府中市	15	5,075	5,072	2	1	2	0	0
三次市	8	8,699	8,689	9	1	2	7	0
庄原市	9	10,403	10,394	9	0	5	4	0
東広島市	22	30,919	30,871	21	27	6	6	9
安芸高田市	2	2,184	2,180	4	0	0	4	0
江田島市	8	4,107	4,095	12	0	5	0	7
安芸郡府中町	6	323	322	1	0	1	0	0
安芸郡海田町	10	419	415	4	0	3	1	0
安芸郡熊野町	6	5,298	5,222	75	1	64	11	0
安芸郡坂町	9	1,095	1,045	49	1	16	19	10
山県郡安芸太田町	1	918	918	0	0	0	0	0
山県郡北広島町	3	812	812	0	0	0	0	0
豊田郡大崎上島町	3	2,589	2,582	7	0	3	4	0
世羅郡世羅町	6	2,611	2,608	3	0	0	3	0
神石郡神石高原町	9	2,320	2,298	2	20	0	1	1
山県郡安芸高田市	3	3,200	3,199	1	0	0	0	1
岡山県	4	793	726	0	67	0	0	0
合 計	318	205,276	202,241	994	992	420	309	224

※被害件数、未確認件数及び復旧件数については、当初に比べ一定数減少してきているものの、更新報告数も滞ってきていることから、今後は個別にヒアリングし、データの更新を図るものとする。

2018年 7月 9日 18時23分

No. 5800 P. 2/3

9

岡山県 32

平成30年度豪雨災害における被害状況調査

平成30年7月9日 17:00現在

1. 販売施設及び消費先の被害状況

回答数: 292事業所 / 394事業所中

ただしFAXが届かない事業所13事業所を除く (FAX故障の可能性あり)

通常営業・一部営業可の事業所 291事業所

営業不能 1事業所

販売事業者の施設に被害なし 288事業所

販売事業者の施設に被害あり 4事業所 (充填所からの容器流出含む)

消費者先の設備に被害なし 161事業所

消費者先の設備に被害あり 90事業所 (調査中との重複あり)

被害状況調査中 68事業所 (被害ありとの重複あり)

主な被害地域

岡山市北区今保・久米・東花尻・白石・津高・中牧・毛柏・御津金川

岡山市東区東平島、南古都

倉敷市真備町、

新見市井倉、

赤磐市酌田

吉備中央町

和気町塩田

ガス漏えい 9件 (土砂による漏えい含む)

消費先の被害は設備の冠水 523件

土砂による設備損壊 32件

※ 洪水、土砂崩れで現場に近づけないため調査中との回答あり。

2. 流出容器の回収状況

流出容器の本数

備中ガス(株) 約800本

備北液化ガス販売(株) 約200本

全農岡山県本部 LPガス貯蔵所 約400本

合 計 約1,400本

回収状況

7/9 17時現在

回収済み容器 238本